

# 地名散歩

## 第122回 「キエフ」から「キーウ」へ——ウクライナの首都名表記

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

令和4年(2022)2月24日以来、世界に衝撃をもたらしているロシア軍によるウクライナ侵攻。世界中の多くがウクライナに連帯を示しているが、長らくロシア語のカタカナ表記を行ってきた日本でのウクライナの地名表記が、メディアなどで一斉にウクライナ語に改められるようになった。日本の外務省も3月31日付で首都名の表記をキエフから「キーウ」に正式に変更している。

実はウクライナ語による地名表記は同国外務省が令和元年(2019)7月17日に「ロシア語に根差す地名は苦痛で受け入れがたい」と表明して以来、同国駐日大使館によって変更が要請されてきた。3年近くも前の話がなかなか実現しなかった理由としては、北方領土をめぐるロシアとの関係を配慮したとの指摘も

あるが、いずれにせよ「ロシア語表記だけは勘弁してほしい」とのメッセージを以前から発していたのは事実である。ロシアに長年駐在した友人にロシア語とウクライナ語がどのくらい違うのか尋ねたところ、「標準語と関西弁ぐらい」との答が返ってきた。

そもそも外国の地名を日本語で表記するのは難しい。異言語の発音をカタカナという不十分な「発音記号」で代用するのは限界があり、あくまで近似値でしかない。たとえばアメリカのLos Angelesという地名はロサンゼルス、ロサンジェルズ、ロスアンジェルズなど一般に通用している表記はいくつもあり、複数の言語が用いられている国や地域では、どの言語の表記をカタカナ化するかも問題だ。地中海に浮かぶ「コルシカ島」という呼び名はイ



ウクライナの首都キエフ(左上)他の地名は戦前からロシア語で表記。「小露西亞」は歴史的呼称ながら当時すでに蔑称であった。三省堂『最近世界地図』昭和4年修正21版



戦前の学校地図帳では国名を漢字表記、主要都市名はいずれも英語発音のベニス(ヴェネツィア)、フロレンス(フィレンツェ)、ネーブルス(ナポリ)の表記。出典は左と同じ

タリア語系のコルシカ語によるもので、領有するフランス語だと「コルス島」になる。

慣用として長年使われてきたものもあり、たとえば「ベニスの商人」のベニス(ヴェニス)は英語だ。昨今ではようやく現地イタリア語のヴェネツィアという表記が多数派となったが、国名でもスペインという呼び名は英語(スペイン語だとエスパーニャ)であり、オランダという国名は南蛮貿易時代からのポルトガル語の呼び名(ネーデルラントのホラント州が起源)、イギリスという古くからの日本の呼び名はポルトガル語のイングレースInglêsやオランダ語から転じたらしい。アメリカを漢字で「米国」と書くのも日本独自で、同じ漢字文化圏でも中国では「美国」と表記する。日本国内では戦前から用いられてきた仏(仏蘭西)・独(独逸)・伊(伊太利)も、中国ならそれぞれ法(法蘭西)・徳(徳意志)・意(意大利)といずれも異なる表記だ。

自国または地元住民が自らの領域の地名を呼ぶのを地名学的には「エンドニム(内生地名)」、これに対して領域外の人からの呼び名を「エクソニム(外来地名)」としているが、ウクライナの首都はかつてソビエト社会主義共和国連邦の中のウクライナ共和国であったために、「キエフ」という表記はロシア語によるエクソニムが伝統的に使われてきたのである。

これを今回ウクライナはエンドニムで呼んでほしいと要請したのである。キウだけでなく、ハリコフは「ハルキウ」、オデッサは「オデーサ」、チェルノブイリは「チョルノービリ」など主な都市名が挙げられた。ただし原音に忠実にというのはカタカナでは限界があり、首都のキウは「クイーイウ」、ミコライウは「ムィコラーイウ」の方がふさわしいのだそうだが、さすがに一般の日本人には発音が難しく覚えにくいので、発表された表記は妥協の

結果である。

世界の地名はエンドニムで表記すべき、という原則に同意する人は多いと思われるが、実はそれほど簡単ではない。戦前から「イギリス」と呼ぶのに馴染んできた日本人に英国政府が「意味不詳のイギリスはやめて、今後はユナイテッド・キングダムと表記してくれませんか」などと不満を表明されても困る。それでも学校で用いられる地図帳などでは、かつて「ババリア」が主流だった英語由来の州名をドイツ語のバイエルンに直して久しいし、ロシアの「モスコー」やポーランドの「ワルソー」も今は昔だ。エンドニム優先の原則は少しずつ広まっている。

どこまで翻訳するかもまた問題で、オーストラリア東部に長く伸びるGreat Dividing Rangeをグレート・ディヴァイディング山脈とするか、大ジバイジング山脈(かつてこの表記が多かった)とするか、全部訳して「大分水嶺」としてしまうかは議論の分かれるところだろう。インドネシアに隣接した新しい国「ティモール・ロロサエ」という国も、ティモールの地域の東部であることからテトゥン語の「ロロサエ(東)」だけ訳して東ティモールと呼ばれている。ただし、ティモールも実はインドネシア語で「東」を意味するからといって、「東東」では何だかわからない。

ウクライナと同様にソ連の1共和国であったグルジアも独立後の2015年、日本政府に「ジョージアと呼んで」と要請した経緯がある(エンドニムの国名は「サカルトヴェロ」)。英語読みはどうも違和感があるが、ジョージアもウクライナと同様に南オセチア紛争でロシアに苦しめられて以来、「ロシア語表記だけは勘弁してくれ!」という痛切な叫びを上げて世界に受け入れられた。本稿が上梓される頃には悲惨な戦闘が終わっていることを心から祈りたい。

#### 今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査



表紙写真

## 「父ちゃん、腹減った」

第36回写真コンクール  
金賞(自由部門)  
神長 正昭●茨城会

サンコウチョウの巣は人の拳位の大きさで見付けるのに大変苦労します。雛が成長し巣立ちするまでには、蛇、カラスなどの外敵がいて無事に飛び立つには全体の3割ぐらいいかもしれません。来年も又、無事に渡ってきて巣づくりをしてくれることを、祈るばかりです。

地名散歩 今尾 恵介

### 03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一  
第82回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び  
「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてⅡ  
日本土地家屋調査士会連合会 顧問 松山 隆英  
(公正取引委員会元事務総長、TMI総合法律事務所顧問)

### 07 令和3年の民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響①

日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木 泰介

### 09 自然災害と向き合う

一今、この時代に生きる土地家屋調査士として一  
「静岡県熱海市 伊豆山土砂災害」  
静岡県土地家屋調査士会副会長 古橋 敏彦

### 12 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.99

岐阜会/鹿児島会

### 15 クロスワードパズル2022 その1

### 16 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

### 18 会務日誌

### 21 土地家屋調査士の皆さまへ

団体総合生活補償保険

### 22 eラーニングコンテンツを作成しました!

「財産管理制度と土地家屋調査士業務」について  
「民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響」について

### 24 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテ Map

### 25 eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

### 26 土地家屋調査士新人研修修了者

### 29 土地家屋調査士名簿の登録関係

### 30 公嘱協会情報 Vol.155

### 32 ちょうさし俳壇

### 33 人事異動 法務局・地方法務局

### 34 お知らせ

土地家屋調査士2023年オリジナルカレンダー

### 35 令和3年度土地家屋調査士本試験問題(午後の部) ～ part 2 ～

### 37 ネットワーク50

函館会

### 38 編集後記



# 事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

## 第82回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び 「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてⅡ

日本土地家屋調査士会連合会 顧問 松山 隆英  
(公正取引委員会元事務総長、TMI総合法律事務所顧問)

### 第1部 資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方

#### 2 医師会、歯科医師会に対する独占禁止法の適用

(続きから、会報4月号(No.783)に掲載)

##### (6)「浜北市医師会事件」(平成11年1月25日勧告審決)

浜北市医師会は、静岡県浜北市において医療機関の開設者又は管理者として医業を行っている開業医48名等を会員としている。浜北市医師会は、医療機関相互間の広告活動による患者の争奪防止等のため、平成7年2月25日ころ総会において、①看板以外の広告は、原則として定期刊行物の新聞、雑誌及びチラシのみとし、バス・電車等の車内広告等を禁止し、広告の時期は、医療機関の新規開業、移転等に限ること、②看板は、自己の医療機関の所在地点から1,000メートル超の場所への設置を禁止し、それ以内の設置の数を10か所以内とすること、③健康相談の実施に係る広告を行わないこと、④前記②に違反する看板を平成9年3月31日までに撤去すること等を内容とする広告自粛規程を定め、その旨を会員に周知した。浜北市医師会は、平成8年8月8日ころ開催した理事会において、会員に対し、違反広告を平成9年3月31日までに改めるよう求め、9月27日付けの文書により、違反広告を設置している会員に対し、前記規程の遵守を要請し、違反看板をおおむね撤去させ、新規に違反看板を設置しようとする会員に対し、規程の遵守を求めて設置をさせないようにし、会員は、規程をおおむね遵守している。

公正取引委員会は、浜北市医師会は独占禁止法2条2項の事業者団体に該当するところ、広告自粛規

程を遵守させることにより、会員の広告活動を制限しているものであり、これは事業者団体による構成事業者の機能又は活動を不当に制限していたもので、同法8条1項4号(現8条4号)に違反するとの勧告審決を行った。

本件は、医師会が、会員の広告活動を制限している行為を独占禁止法違反としたはじめての事件である。(4)で記述したとおり、昭和56年8月に、公正取引委員会は「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表しているが、広告に関する行為については、広告宣伝の制限の内容が医療法による規制以上で合理的範囲内でない場合やその遵守を強制する場合には、原則として違反となる、とされている。医療法69条1項では、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法を問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない」として、①医師又は歯科医師である旨、②診療科名、③病院又は診療所の名称等広告することのできる事項を限定列挙している。医療法による広告規制は、医業等の「品位の保持」のためであるといわれている。本件の広告自粛規程では、③健康相談の実施の広告の禁止以外の①②④は、広告の媒体、場所、時期等の広告方法の制限を内容とするもので、「医療機関相互間の広告活動による患者の争奪防止等のため」という本件行為の意図・目的が認定されていることから、医療法による規制以上の制限であって合理的な範囲内のものでないこと、会員に、前記広告自粛規程を遵守させるようにしていることが認定されていることから、遵守を強制する場合に該当することが認められたものである。

## (7)「観音寺市三豊郡医師会事件」(平成13年2月16日東京高裁判決)

観音寺市三豊郡医師会は、観音寺市および三豊郡において病院又は診療所を開設して医業を行っている開業医等を会員としている社団法人である。同医師会は、開業医の事業活動に関連する学校医の推薦、母体保護法に基づく指定医の指定申請などの公的業務を行うほか、開業医である会員に対し、関係行政機関からの通達類の情報伝達など業務上必要な便宜を広く供与している。観音寺市および三豊郡においては、開業医にとって同医師会に代わるべき組織が他になく、同医師会に加入しなければこれらの便宜を受けることができず、診療面で他の会員医師の協力を求めることが困難であり、地区内の開業医のほとんどは、同医師会の会員となっている。

観音寺市三豊郡医師会は、「医療機関新設等相談委員会」を設置し、①医療機関の開設、②標榜診療科目の追加、③病床の増設等、④老人保健医療施設の開設を希望する者に対し、同医師会に希望を申し出させ、その申請の可否について審議を行い、同医師会の運営に支障をきたすおそれがあるものやその他会員として不適当と認められるものについては同意しないなどの審査基準を内容とする細則を設けていた。同医師会から不同意の決定を受けた者は、医療機関の開設を断念し、条件付同意等がなされた場合にも、医師会への入会拒否や除名処分等もあり得ることから、会員は同医師会の決定にしたがっていた。

公正取引委員会は、平成11年10月2日、観音寺市三豊郡医師会は独占禁止法2条2項の事業者団体に該当するところ、病院等の開設等を制限することにより、観音寺市三豊郡の区域における開業医に係る事業分野における事業者の数を制限し、また同医師会の構成事業者の機能又は活動を不当に制限していたものであって、同法8条1項3号及び4号(現8条3号及び4号)に違反するとの審判審決を行った。同医師会は、審決を不服として、その取消請求訴訟を東京高裁に提起した。同医師会の主張の要旨は、「我が国は国民皆保険制度を採用しており、医療サービスは一定の基準に従って定量的に価格が定められており、医療機関が自由にその価格を設定することができず、価格競争の働く余地がない。価格は市場機能が働くための最も本質的な要素であるから、価格競争のない医療サービスの分野では、市場機能に任せることによって国民の健康な生活を確保することはできない。~~~~ 国は、医療の質の向上、医療にかかる資源の有効かつ適正な配分の実現を目

指して、地域医療計画をはじめとする、市場原理によらない積極的な是正策を採用している。この地域医療の是正策については、地方公共団体が主体となって取り組む仕組みとなっているが、地域の医師会の協力なしには実現が困難であり、香川県も観音寺市三豊郡医師会に協力を要請してきており、香川県と同医師会とはよりよい地域医療の実現のための協力関係にある。~~~~ 同医師会の行為は、よりよい地域医療の実現のための合理的な行為であり、しかも、地域医療について責任を有する香川県の要請又は香川県との協力関係の下で行われてきたものであるから、外形的に競争制限的な行為が存在しても、その部分をとらえて独禁法違反として非難することは、独禁法の趣旨・目的に反する。」

上記の原告の主張に対し、東京高裁は、次のように判示して請求を棄却した。

「医療の提供が、非営利事業で、価格競争の働く余地が少ないとはいえ、医師によって治療方法や投薬が異なり、それによって治療費が異なるほか、医療機関の医療従業者の専門的能力、設備の水準等には差異があり、医療の分野においても、提供する医療の内容、質において競争原理の働く局面は多く、公正かつ自由な競争によって、需要者の利益を確保し、医療サービスの健全な発展を促進する必要があるものであり、医療の提供が独禁法の適用対象であることは明らかである。」「医療法上、都道府県知事は、病院開設者等に対し病院の開設、病床等の増加等に関して『勧告することができる』にとどまり、地元医師会がこの範囲を超えることは、もとより許されない。私的な団体で、法的規制権限を与えられていない医師会としては、地域の医療状況等に関する情報を提供したり、合理的な範囲内で圧力・強制にわたらない助言・指導・意見表明を行うことが許されるにとどまると解される。医療機関も、医療法の公的規制の枠内で、自由競争の原則を通じて医療役務の提供の質的向上等を図ることが求められている。」

本件は、昭和50年代以降、開業医が事業者に該当し、医師会が事業者団体に該当することを前提として、医師会の行う開業制限等の行為が独占禁止法8条1項3号及び4号に違反するものであるとした公正取引委員会の一連の法運用に対して、司法審査が行われ、はじめて裁判所の判断が示された事例として大きな意義がある。特に、医療法による規制のように、社会公共的な目的のための規制が行われている分野における独占禁止法の適用のあり方について、公的規制の枠内で、法律に基づく都道府県知事



の勧告権限を前提に、医師会は、助言、指導、意見表明を行うことが許されるにとどまるということが明確化されたことは、他の資格者団体の活動にも重要な示唆を与えることになるものである。

#### <参考文献>

13. 厚谷襄児・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第六版] ,pp94-95
14. 泉水文雄・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第六版] ,pp4-5
15. 尾崎安央・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第六版] ,pp90-91
16. 江口公典・別冊ジュリスト経済法判例・審決百選[第1版] ,pp6-7、80-81
17. 村田淑子・別冊ジュリスト経済法判例・審決百選[第2版] ,pp76-77

### 3 「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」(平成13年10月24日)

公正取引委員会は、平成13年10月24日に、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を取りまとめ公表した。法律上、業務独占が認められている事務系の専門職業のうち、公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士の8資格については、資格者を会員とする団体の設立が義務付けられ、資格者には当該団体への入会が義務付けられている。また、これら8資格の資格者団体は、法律上、会員の品位保持、会員の研修等について会則を定めるとされており、会員には、会則の遵守が義務付けられている。本考え方は、資格者団体が行う活動、特にその中でも会員間の競争に与える影響が大きいと考えられる報酬、広告及び顧客に関する活動について、独占禁止法上の考え方を整理したものである。

#### (1) 報酬に関する活動について

資格者団体が会員の収受する報酬について制限することは、独占禁止法上問題となる。一方、資格者団体については、会則に個々の資格者の収受する報酬に関する基準を記載することが法定されている場合があり、同規定に基づいて資格者団体が定める報酬額が、あくまで個々の資格者が報酬額を定める際の基準として用いられる限りにおいては、独占禁止法上問題となるものではないと考えられる。しかし、このような場合であっても、資格者団体が法律に基づいて定める報酬額を確定額として運用したり、法

律上会則に定める対象とならない業務に係る報酬についてまで基準を設定することは独占禁止法上問題となる。例えば、会則に報酬基準の記載が法定されている場合に、定めた報酬額について値引きを禁止し、又は値引きを報酬額の一定割合の範囲内と定めること、会則に報酬基準の記載が法定化されていない場合に、標準額、目標額等、会員の収受する報酬について共通の目安となるような基準を設定することは、独占禁止法8条1項1号又は4号(現8条1号又は4号)の規定に違反する。

#### (2) 広告に関する活動について

事業者団体が構成事業者の行う広告について、需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うことは、独占禁止法上問題となるおそれがある。資格者団体については、法律上「会員の品位の保持に関する規定」が会則記載事項として掲げられており、これを主な根拠として、資格者団体は、会則等において、広告に関する自主規制を行っている。資格者団体の行う広告に関する規制が法律上一定の根拠を有するとしても、会員の事業活動を過度に制限するような場合には独占禁止法上問題となるおそれがあり、その内容は、需要者の正しい選択を容易にするために合理的に必要とされる範囲内のものであって、会員間で不当に差別的でないものとすべきである。例えば、資格者団体が、会員の行う広告について、媒体、回数、場所、内容等を制限することにより、需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えることは独占禁止法8条1項4号(現8条4号)の規定に違反するおそれがある。そのほか、会則等において、会員は自己の業務に関して原則として広告してはならないと定めたり、報酬額に関する広告を一律に禁止したりする行為も同法8条1項4号(現8条4号)に違反するおそれがある。

#### (3) 顧客に関する活動について

事業者団体が構成事業者による顧客の獲得行為を制限することは、競争の本質的な機能を損なうものであり、独占禁止法上問題となる。資格者団体が、会則等において顧客の誘致等に関して制限している場合があるが、このような行為は、通常の事業者団体と同様に、独占禁止法上問題となる。資格者団体が、①他の会員の顧客との取引を禁止すること、②事業活動を行う地域等を制限すること、③会員間で業務を配分することなどにより市場における競争

を実質的に制限することは独占禁止法8条1項1号(現8条1号)の規定に違反し、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として同法8条1項4号(現8条4号)の規定に違反する。

#### 4 「三重県社会保険労務士会事件」(平成16年7月12日勧告審決)

三重県社会保険労務士会は、三重県内に事務所又は勤務する事業所を有する社会保険労務士を会員とし、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善を図ることを目的に、社会保険労務士法の規定に基づき、設立された法人である。同社労士会は、上部団体である全国社会保険労務士会連合会が定めた都道府県社会保険労務士会倫理規程準則に即して設定した三重県社会保険労務士倫理規程の運用を行うために調査監察委員会を設け、倫理規程の運用に関して、会員向け研修会、会報等で会員に周知している。

三重県社会保険労務士会は、前記倫理規程6条に定める広告活動の制限条項および8条に定める業務侵害の禁止条項に基づき、会員のダイレクトメール、ファクシミリ等による広告活動を制限し、会員に他の会員の顧客を獲得しないように求めてきた。平成15年2月に全国社会保険労務士会連合会が前記都道府県倫理規程準則を改正したことから、同社労士会は同年5月30日に開催した理事会において、倫理規程6条の広告活動の制限条項の一部改正および8条に規定する業務侵害の禁止条項の削除を決定したが、会員の広告活動および顧客獲得活動の制限については、今後も従前のとおり、会員のダイレクトメール、ファクシミリ等による広告活動を制限すること、会員に他の会員の顧客を獲得しないように求めることを確認した。同社労士会は、入会3年未満の会員向け研修会において、ダイレクトメール、ファクシミリ等による広告活動を行わないことおよび会員に他の会員の顧客を獲得しないことを、会員に対して周知している。同社労士会は、調査監察委員会において、ファクシミリによる広告活動を行った会員及び他の会員の顧客を獲得したとして申出のあった会員について審議し、当該会員に対し、これらの活動を行わないように指導した。これらの指導事例等を会報に掲載し全会員に周知した。

公正取引委員会は、三重県社会保険労務士会は独占禁止法2条2項の事業者団体に該当するところ、会員のダイレクトメール、ファクシミリ等による広

告活動を制限し、会員に他の会員の顧客を獲得するための活動を制限しているものであり、これは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動を不当に制限しているもので、同法8条1項4号(現8条4号)に違反するとの勧告審決を行った。

本件は、社会保険労務士会が、会員の広告活動、顧客獲得活動を制限している行為を独占禁止法違反としたはじめての事件である。

公正取引委員会が、平成13年10月24日に公表した「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」によれば、資格者団体が、会員の行う広告活動について、媒体、回数、場所、内容等を制限することにより、需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えることは独占禁止法8条1項4号(現8条4号)の規定に違反するおそれがある、とし、顧客獲得活動については、他の会員の顧客との取引を禁止することは、原則として同法8条1項1号(現8条1号)又は8条1項4号(現8条4号)の規定に違反するとしている。

三重県社会保険労務士会倫理規程6条では、「社会保険労務士としての品位を損ない、若しくはその良識を疑われるような広告・宣伝等」を禁止していたが、「虚偽、誇大等良識を疑われるような広告・宣伝等」の禁止へ改定されたが、実際の運用では、従前のとおり会員のダイレクトメール、ファクシミリ等による広告活動を制限していた。これは、広告の媒体を制限するもので、需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えることに該当するもので、独占禁止法8条1項4号(現8条4号)の規定に違反するおそれがあることに議論の余地はない。

事業者団体が、構成事業者の顧客獲得活動を制限することは、競争の本質的機能を制限するもので、独占禁止法上問題となるが、本件では、会員に他の会員の顧客を獲得しないように求めることを確認し、指導しており、他の会員の顧客との取引を禁止することに該当するもので、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、独占禁止法8条1項4号(現8条4号)の規定に違反することになる。

#### <参考文献>

18. 村田淑子・別冊ジュリスト経済法判例・審決百選[第1版] ,pp86-87
19. 吉田省三・別冊ジュリスト経済法判例・審決百選[第2版] ,pp82-83

# 令和3年の民法・不動産登記法改正が 土地家屋調査士業務に与える影響①

日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木 泰介

## 1 はじめに

既にご存じのことと思いますが、令和3年4月28日に公布された、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び、「相続等により取得した土地所有権の国への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)は、一部を除き、令和5年4月に施行されます。

この法律の内容は、民法・不動産登記法の改正、相続土地国庫帰属法の制定ということで、私たち土地家屋調査士の業務にも大きな変革をもたらすものと予想されます。

そこで、この場をお借りして、それぞれの法律の趣旨と土地家屋調査士業務に与える影響を考えてみたいと思います。

今般の改正は土地家屋調査士の業務に与える影響も大きく、その内容も多岐にわたるため、何回かに分けて掲載させていただきます。

第1回は、改正の経緯についてご説明します。

なお、本稿は令和4年4月現在の情報を基に執筆させていただいており、今後、政省令の発出など、運用方針が決定することによって、記載の内容と異なることがありますのでご了承ください。

また、未確定部分について、私見により記載している部分もありますので、この点もご容赦ください。

## 2 改正の経緯

### 1) 登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会

平成29年10月に「月刊登記情報」などを発行している一般社団法人金融財政事情研究会が主催した「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」(座長＝山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授)では、所有者不明土地問題を契機とした、登記制度・土地所有権の在り方等の中長期的な課題について、法学研究者、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、登記官、関係官庁の参画を得て議論が行われました。全16回に及ぶこの研究会は、関係官庁として、法務省をはじめ、最高裁判所、国土交通省、農林水産省、林野庁、財務省が参画し、特に法務省においては、毎回、法務副大臣又は法務大臣政務官

も参加いただいております、以後の登記制度・土地所有権の在り方の議論の軸となる研究会でした。

この研究会に私は委員として出席していましたが、主に、①変則型登記の解消、②土地の境界確認の義務化、を提言させていただきました。

これらの提言は、民法・不動産登記法の改正にはつながらなかったものの、①については、令和元年5月に、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が成立し、多くの土地家屋調査士が所有者等探索委員に任命され、表題部所有者不明土地解消作業が進められています。

#### 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律のポイント

- ・表題部の所有者欄の記録が変則的な登記記録が全国約200万筆(全体の約1%)ある。
- ・そのうちの多くは住所の記載がなく、その他は、字持地、記名共有地である。
- ・法務局の解消作業は、有識者を所有者等探索委員に任命して行う。
- ・任命された約1,000人の所有者等探索委員のうち、約6割は土地家屋調査士
- ・法務局において抽出した年間約10,000件程度の解消作業を行う。
- ・探索の結果、所有者が分からない場合は「所有者等特定不能土地」である旨が記録される。
- ・所有者等特定不能土地の利害関係人は裁判所に管理人選任の申立てができる。

また、②については、民法に明文化することを強く提言したものの、国民に義務を課すことの是非について多くの方から意見が出され、令和2年3月に改正された土地基本法第6条で、土地所有者の責務として、「土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。」ことが規定されました。

私たちは長い間、業務を依頼された土地の隣接土地所有者の皆様から、土地の境界立会いに協力しなければならない理由を問われたり、時にはお叱りを受けることが多々ありました。今般の土地基本法の



改正によって、土地の所有者の境界確認に強制力が生じたわけではありませんが、土地の所有者の皆様  
に境界確認の重要性をご理解いただくためには有用な改正であったといえることができます。

本研究会は、平成30年6月に中間取りまとめがされ、平成31年2月に最終報告書が提出され、研究会は終了しました。

#### 土地基本法改正のポイント

改正された土地基本法第6条において、土地所有者等は、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有することとされ、この責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるよう努めなければならないことが規定された。

## 2) 法制審議会

法務省組織令第55条に規定されている法制審議会は、法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議することを目的とし、幾つかの部会が設置されています。

平成31年2月、法務大臣から法制審議会に対して諮問(諮問第107号)がされ、平成31年3月、法制審議会の総会において、民法・不動産登記法部会の設置が承認されました。

民法・不動産登記法部会の部会長には、私たちがいつも指導いただいている、山野目章夫先生(早稲田大学大学院法務研究科教授)が就任され、裁判所、法務省、法学者、弁護士、司法書士、土地家屋調査士など17名の委員により、平成31年3月から、令和3年2月までに26回もの会議が開催されました。

そして、令和元年12月には、中間試案の取りまとめが行われ、令和3年2月に法務大臣に対し、民法・不動産登記法の改正等に関する要綱を答申されました。

日本土地家屋調査士会連合会としても、岡田潤一郎会長及び國吉正和前会長が委員として就任し、外国に居住する土地所有者の連絡先を明らかにすることなど、実務家として多くの意見を提言しています。

## 3) 法案提出から成立

法制審議会からの答申を受け、内閣は令和3年3月5日に「民法等の一部を改正する法律案及び相続等により取得した土地所有権の国への帰属に関する

法律案」を閣議決定し、第204国会に提出、同年4月1日には、衆議院本会議において可決し、同月21日に参議院本会議においても可決し法案成立し、同月28日に公布されました。

審議に当たって、参議院法務委員会においては、國吉前会長が参考人として招致され、土地家屋調査士の業務内容や、土地の境界を確認することの重要性などを説明されました。

また、法案の附帯決議においては、施行に当たって、土地家屋調査士を活用することが明記され、所有者不明土地問題の解消において、社会の土地家屋調査士に対する期待の大きさを再認識するとともに、今後の私たちの業務において、大きな広がりを感じられる法改正となりました。

#### 改正法附帯決議の抜粋

- ・新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。
- ・今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから…法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。
- ・隣地使用权や導管設置権を始めとする新たな相隣関係の諸規定については、広く国民に周知をするほか、導管の設置等に関わる地方公共団体や事業者等にも周知広報を行うこと。
- ・所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。
- ・国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。

次号は、民法・不動産登記法の改正項目のうち、土地家屋調査士業務に密接に関わる部分をご紹介します。

# 自然災害と向き合う

## —今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

### 「静岡県熱海市 <sup>いずさん</sup>伊豆山土砂災害」

静岡県土地家屋調査士会副会長 古橋 敏彦

令和3年7月3日10時30分頃、熱海市伊豆山で大規模な土砂災害が発生。死者26名、行方不明者1名、全壊又は半壊の家屋が128棟あり、今でも被災に遭われた方ですら、未だに許可なく現地立入りも出来ない期間が続き、途方に暮れている状態である。

その原因は、違法な盛り土の崩落にある。いつ何時残土が再崩落するかの不安が残っている。熱海は平地の少ない地域である。それでも都心に近いこともあり、急傾斜地を利用した建造物が多く、一旦崩落が起されば、全ては海まで直通である。

静岡地方法務局では、建物職権滅失手続を計画し、静岡県土地家屋調査士会と共に令和4年1月25日現地調査を実施した。

災害発生後間もなく、被災者のために、弁護士会を中心とした各種士業団体である静岡県災害対策士業連絡会が早速動き出す。毎週の土日に各士業の方が相談会場に集まり被災者のために無料相談を行い、業務とは関係なく被災者のこころのケアに配慮しながら当会も参加し、現在では第2、第4土曜日に相談会が行われている。また、地元でもボランティアが発起し、生活へのケアが行われ続けている。

月日の経過で現地では復旧作業が進み、多少の落ち着きを取り戻せた頃、当会では令和3年10月24日熱海市長を訪れ、日調連関東ブロック協議会、近畿ブロック協議会からの熱きご厚意、そして当会から合わせて100万円を伊豆山土砂災害に伴う義援金としてお渡しした。

そして、法務局から職権滅失調査の協力要請があり、同年12月20日に「自然災害による倒壊等建物に係る職権滅失登記の実地調査に関する協定書」の調印式が静岡地方法務局において行われ、この模様はテレビ・新聞などで報道されている。

この地域の旧土地台帳附属地図は何枚にも分かれており、地図同士を合わせるのが困難だったが、何とか当会副会長が年末年始を利用し整合させ、その地図を基に静岡県提供の航空写真を重ね合わせ、現地の対象建物を特定することが可能となった。いわゆる「重ね図」である。併せて災害後の航空写真も取得し、重ね図を作成することにより、災害前、災害

後が一目瞭然となった(非常に明確で今後の指針ともなるであろう。)

現地は立入禁止区域となっているので、立入許可を得るため令和4年1月24日～26日を候補日とし、調査を25日に行うことに決定した。次に調査まで1か月を切っていた中で法務局と2回打合せを重ね、現地調査方法、調査班などを決定し、資料を確認しながら準備は着々と進行。服装は寒くなく動きやすい格好で、ヘルメット・安全靴を着用。持ち物は各自コンベックス・メジャー・ポールなどを準備し、各班にカメラを1台法務局で用意していただいた。

早朝から調査を実施したいとの法務局からの意向を受け、当会17名の会員が前日より熱海に入り、翌日の調査に向けて法務局職員との最終打合せと準備を行う。本来なら熱海は観光地で温泉もあることから、せっかくなので旅館に泊まりたいと思う会員の気持ちも想定できるが、目的が違うため今回はメリハリをつけビジネスホテルでの宿泊とした。

週間天気予報では25日の調査日は雨、それもピンポイントでの予報のため不安を感じた。急遽の資料図面コーティング化等の対応もあったが、しかしなんと、当日の天気は晴れのち曇り、日頃の行いが良かったのか、天候には恵まれ本当に助かった。眠い目をこすりながらホテルを出発、朝8時に現地に集合し、まずは災害で亡くなられた方に対し黙祷、そのあと調査に対する説明、安全対策を周知し各班

が対象場所に向け出発した。災害地の一番南側付近の国道135号線沿いに献花台があり、法務局首席登記官・当会会長が花を添え本格的に作業開始となった。今回調査するのは63棟。事前に確認された職権滅失登記の有無、公費解体希望の有無が記載されたリストを参考に、1班に対し法務局職員2名と土地家屋調査士2名の計4名で6班構成となった。現地は熱海独特の地形なのか傾斜があり難航するのではないかと予想されていた。

調査に入ると、場所によっては土砂にすっぽり埋まってしまっている建物、基礎しかない建物、跡形もない建物や土砂で建物の一部がえぐり取られ内部まで土砂が侵入している建物など、災害の凄まじさを目の当たりにし、当時住んでいた方はかなりの恐怖であったのではないかと、想像すると背筋が凍る。

住家被害認定調査で判断する全壊基準と登記上の建物滅失基準とは相違があり、職権による表題変更登記や公費解体後の滅失登記もあり得る。登記事項証明書・建物図面・重ね図を参考にし、表題変更登記がされていない建物など判断に戸惑うものもあったが、整合性を取りながら、時には建物の寸法を測り面積を算出し法務局職員と意見を出し合いながら、建物を特定することができた。難航すると思いきや、調査は順調に進み予定時間よりかなり早く終了する班もあり、終了した班は調査中の班を応援するため移動し調査を手伝っていた。全ての班が終了

し、調査結果を静岡地方法務局熱海出張所に持ち込み、写真、調査報告書を班ごとに整理し作業を無事終了することができた。なぜこんなに早く調査が終了したのかは、事前に法務局が作成した資料の明解性と、法務局と当会の連携の賜物である。

災害地には警察が今でも巡回している。災害の混乱の裏に隠れ、盗難や空き巣が発生しているからとのことだ。無防備の被災地を狙った卑劣な窃盗行為などは、一般の窃盗よりもはるかに悪質で、犯罪性も高く、より強い非難に値する行為である。

当会としては、土地家屋調査士による有効な社会貢献とは何であるかを模索し続けている。社会事業部が発足して10年が経過した。社会へのアピールとともに、国家資格者として社会に貢献すべき心根を形作る頃合いではないだろうか。知名度はその後付いてくるものである。

静岡県では県主催の住家被害認定調査研修を県内東部、中部、西部、賀茂に分かれて県内市町の担当職員の皆さんと一緒に二日間、特に一次調査、二次調査、地震・風水害について開催されている。この勉強会では支部と同じ市町の職員とが一緒の班になり意見を交えながら問題を解いていき、親睦と機運を高めていた矢先であった。

この地では今後、我々が支援できる、筆界復元作業が待ち構えていることであろう。



実地調査参加者





災害前→災害後

# 愛しき 続!! 我が会、我が地元

Vol. 99

## 岐阜会 『日本の真ん中から全国の史跡登記をPR』

岐阜県土地家屋調査士会 広報部長 斉藤 浩

当会の所在地である岐阜県は大きく分けて美濃地方と飛騨地方で構成されております。

一回限りで岐阜県の魅力を余すところなくお伝えすることは困難ですので、今回は美濃地方の紹介をさせていただきます。

さて、全国各地の皆様にとって「岐阜」はどのようなイメージがありますでしょうか？

「そもそも、日本地図のどこにあるか分からない」「高山や白川郷は分かるけど美濃地方はよく分からない」という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

岐阜県は関東地方と近畿地方の間、太平洋と日本海の上に位置します。

異論があるのは承知で申しますが、ある意味「日本の真ん中」ともいえるように思えます。

かつ広大で肥沃な濃尾平野の中に岐阜県美濃地方は存在します。このような背景から、歴史的には必然的に戦略上抑えたい場所になりがちです。それゆえに合戦の場所になることが歴史上多々発生しました。

有名な「関ヶ原の戦い」だけではありません。古くは大化の改新後、天智天皇の弟である大海人皇子(後の天武天皇)と長子である大友皇子が皇位継承をめぐって争った「壬申の乱」の主たる戦場も岐阜県(こちらに関ヶ原町)であります。タイムリーな話題と

しては、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」でクローズアップされると思いますが、主人公である鎌倉幕府の執権北条義時と後鳥羽上皇が争った「承久の乱」の主戦場も岐阜県(各務原市前渡地区)であります。

戦国時代には「美濃を制するものは天下を制する」という斎藤道三とも織田信長ともいわれる言葉があります。織田信長が岐阜を獲ったことから急速に日本統一の機運が高まりましたし、それに関連して多くの人材が生まれました。羽柴秀吉の参謀として有名な竹中半兵衛、大河ドラマ「麒麟がくる」の明智光秀、漫画「センゴク」の主人公である仙石秀久、「織部焼き」で有名な武将茶人古田織部、「名人久太郎」の名で戦国マニアにはひそかに人気の堀秀政、同じく戦国マニアに人気の森長可・森蘭丸兄弟など、岐阜にはゆかりの武将が多いです。

そのような歴史的背景もあり、当会では岐阜のシンボルである岐阜城登記プロジェクト「岐阜城の敷地「天守閣18番」の筆界を探せ!」を継続中です。コロナ禍の関係で思うように関係官庁と協議が進まなかったこと、その他クリアしなければならない諸問題もあり、令和3年度の時点で建物調査は済んだものの登記申請には至っておりません。令和4年度には実現できるよう尽力いたします。



岐阜城天守閣より



岐阜城外観



全国には「現存12天守閣」ほか歴史的価値の高いお城・史跡が多く存在します。

岐阜城登記が全国のお城登記の先駆けとなり、全国にその機運が波及することで土地家屋調査士の知

名度アップに貢献し、ひいては国民に土地家屋調査士制度の魅力を周知いただき、土地家屋調査士試験受験者減少傾向の歯止め役に役立つことを切に希望しております。



建物調査メンバー



調査風景

## 鹿児島会 『鹿児島探訪』

鹿児島県土地家屋調査士会 名誉会長・境界鑑定委員長 谷口 正美

鹿児島といえば、桜島、霧島、芋焼酎、黒牛、黒豚などなど数え切れないほどの名所名物が豊富です。その中から土地家屋調査士目線で選んだものをご紹介します。

例年1月下旬頃に帆船日本丸や海王丸が鹿児島港に寄港します。桜島と帆船のツーショットは素晴らしい光景ですよ。また、桜島は長い歴史の中で何度か大きな爆発を起こしています。江戸時代の安永年

間に噴火した時に桜島の人たちは、鹿児島市の北部に移住し故郷を懐かしんで建てた原五社神社があります。その近くに藪がポッカリと刈り込まれて桜島が綺麗に見える場所があり、不思議に思って近づいてみると、そこには三角点が鎮座していました。桜島に鎮座している三角点をバックに基準点測量している光景は素敵でしょうね。

鹿児島県の西の海上に浮かぶこしきしま甕島に、令和2年8



海王丸と桜島



甕島三角点





吉野三角点

月29日に開通したこしきおおはし甕大橋(橋長1,533 m)は、新名所として脚光を浴びています。その甕大橋を望む360度の絶景を誇る鳥ノ巣山展望所にも三角点が鎮座していました。三角点イコール絶景なのではないでしょうか。

宮崎県と鹿児島県にまたがって連なる霧島連山の主峰、高千穂峰。その山頂には、かつて神々が日本列島を創り出す際に使ったとされる“ほこ鉾”が、逆さまに突き立てられています。あの坂本龍馬が妻おりょうとの新婚旅行で高千穂峰を登ったとき、この逆鉾を引き抜いたというエピソードは本当でしょうか。霧島連峰の麓の閑寂な緑に包まれた場所には、天孫降臨神話の主人公であるニニギノミコトを祀り、令和4年2月9日に国宝に指定された霧島神宮の神聖な



霧島神宮

社殿が現れます。薩摩は国歌「君が代」と国旗「日の丸」の発祥の地といわれており、国歌にうたわれている『さざれ石』がこの地に奉納されています。

さて、焼酎のお湯割りは「焼酎が先」か「お湯が先」かという論争に一言、薩摩では「お湯が先」です。理由は『しょつはこいごいとがんばいと！(焼酎は濃い濃いとコップに表面張力が張るまでなみなみと)』歳を重ねて濃い焼酎を止められても、お湯の後に焼酎を入れると最初の数口は濃い焼酎を味わえる、という飲兵衛の知恵なのでしょうね。

会長時代に奄美群島(令和3年7月に世界自然遺産に登録)の各島に点在していた法務局の出張所が、奄美大島の奄美支局に統合されることへの周知と、オンライン申請の導入を薦めるために奄美支部会員の事務所を訪ねたことがありました。奄美大島までは飛行機で飛び、徳之島、沖永良部島、与論島にはフェリーを乗り継ぎ、与論島から飛行機で帰る4泊5日の旅です。業務連絡を終えた後は奄美の海の幸、山の幸を堪能し、中でも驚いたのは与論島に古くから伝わるおもてなし、その名も「よろけんぼう与論献奉」です。

まず用意するのは、与論島で作られる黒糖焼酎(奄美群島でしか製造が認められていないサトウキビから造られる黒糖を原料とする焼酎)とお盆に乗せた井の蓋ほどの大きさの朱塗りの杯。まずは親を決め、親は杯に焼酎をなみなみと入れ、「このくらいの量を飲み回します」と一言口上



焼酎コップ

を述べて、杯をぐいっと飲み干します。そして車座に座った隣の客人に杯を渡し、同じ量の焼酎を注ぎ入れます。受け取った客人は、同じく口上を述べてぐいっと杯を飲み干し、隣の客人に回します。10人ほどの客人が、杯を受け取る→口上→飲み干す。この作法を何周も繰り返すのです。口上は自己紹介から家族のこと趣味などをおもしろおかしく。回数が増すたびに口上は底をつき酔いも回り、だんだんと脱落者が出始めるという、飲兵衛の私にはご機嫌なおもてなし。そろそろ焼酎が回り気持ちよく酔っ払ってきたところで、この鹿児島探訪を終わりとしましょう。

その1 土地家屋調査士しか解けない？

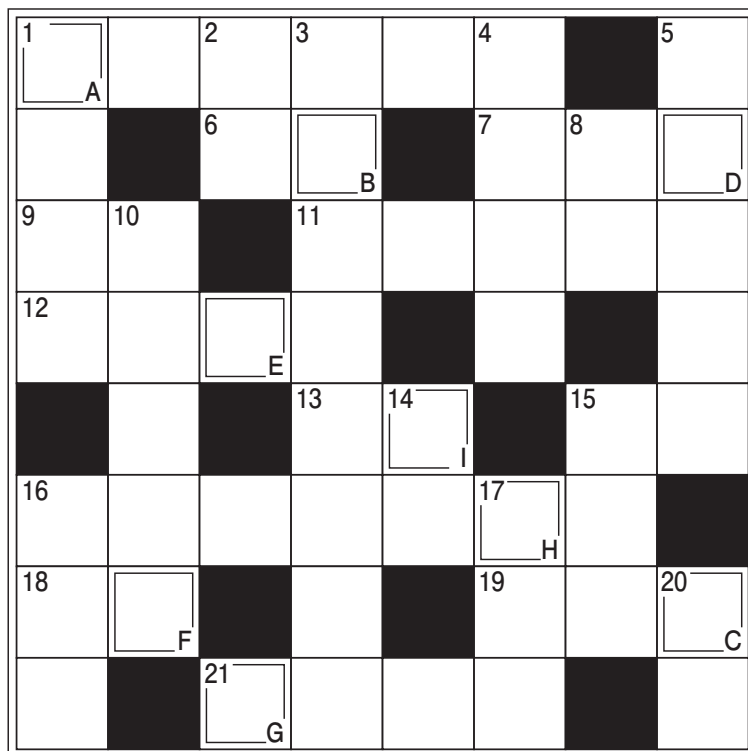
# クロスワードパズル 2022



問題

クロスワードパズルを解いたら二重マスに注目、  
アルファベット順に並べてできる言葉は何でしょう？

石川会の会報にも掲載  
([ISHIKAWA]第168号)



答え

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

⇒ヨコのカギ

- 1 法務省が監督する国家資格の一つ
- 6 ○○褒貶＝ほめたりけなしたりする
- 7 行政府を与(あずか)る政党
- 9 地震・津波・洪水・噴火など 天変○○
- 11 現場に入る前依頼者と事前にした方がよい
- 12 サンタクロースにとっての宅配 BOX
- 13 何事でも「はいはい」と従うさま ○○諾諾
- 15 お祝いの言葉 「○○多からんことを」
- 16 オンライン申請には欠かせない
- 18 光沢を表すことば
- 19 「～のような」にあたる語を用いず例える語法
- 21 民地だけに囲まれた土地 囲繞地とも

↓タテのカギ

- 20 ○○運動 ○○暖房
- 17 はつきり示すこと 境界標を  
設置する事をいうことも
- 16 ○○ライン ○○ボール
- 15 三角関数の正弦
- 14 愛媛県の旧国名
- 10 建物の周りに何も家
- 8 永遠
- 5 小数点以下まで表す地目
- 4 ○○○○の根源を断つ
- 3 親子間等無償で使わせる
- 2 乾季の逆 日本は6月
- 1 建物表題登記原因 日付+

問題作成 広報員 大星雅司(石川会)  
解答は本誌内にあります。

## 連合会長

## 岡田潤一郎の水道橋通信



3月16日  
～4月15日

先日、土曜の昼時に水道橋を歩く機会があった。街のあちらこちらで行列に出くわす。長いものだと50メートル以上、短い行列でも15メートルはある。列を成している人々は、ほぼ例外なく俯いてスマホを操作している。現代の風物詩なのだろうが、どうも異様な光景に映る。各々の行列の先頭を観察してみると、ラーメン屋・カレー屋・パン屋・焼肉屋等々、これまた、ほぼ例外なく食べ物屋群である。大変な行列時間の向こうに広がる笑顔は想像できるのだが、行列が近所迷惑になっていないか、行列人へのメニュー配布のタイミングとか雨降り対応といった、並ばせてしまっている側の胸中を思うと、気の毒な気持ちが込み上がってしまい、行列の中に身を投じるには勇気がいる。

## 3月

**17日** 『土地家屋調査士白書2022』特集記事座談会  
隔年で発刊している「土地家屋調査士白書」の特集記事企画のため、京都へ向かう。立命館大学政策科学部の服部教授と「少子高齢化と土地家屋調査士の未来」をテーマに座談会を開催。服部教授からは、私たちの展望に関して明るい方向性をご教示いただいた。

**19日** 小宮清隆氏黄綬褒章受章記念祝賀会  
久しぶりに褒章祝賀会の開催案内をいただき、感染対策を万全に行った佐賀市の会場へと向かった。小宮先生は、佐賀会の会長時代からお付き合いさせていただいているが、「がばい人」そのものである。多くの笑顔に触れた一日となった。

**24日** 株式会社きんざい来訪者の対応  
月刊登記情報等の冊子を刊行している株式会社きんざいの担当者と、オンラインセミナー企画や六法への登載法令への意見、希望等につき意見交換を行う。

## 24日 CPD評価検討委員会(電子会議)

CPD評価検討委員をお願いしている清水英範先生、鈴木満先生、安達栄司先生とリモートで接続し、研修部役員と共に委員会に出席する。各先生方から、CPDポイント付与に関して、連合会ウェブサイトとの連動性等、時代に合わせた運用を意識するよう提言をいただいた。

## 25日 寶金敏明弁護士との会報原稿に関する打合せ(電子会議出席者あり)

元東京法務局長の寶金敏明先生と改正民法・不動産登記法における、境界の調査・測量と土地家屋調査士の役割に関して、四名の副会長と山本広報部長を交えて意見交換をさせていただいた。

## 26日 地籍問題研究会第31回定例研究会

今回の地籍問題研究会は「改正国土調査法・地籍調査作業準則の展望」をテーマに開催された。土地家屋調査士として「街区境界調査」の手法と運用に着目したところである。

## 28日 骨太方針2022に関する打合せ

政府が例年6月に公表する「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」に登記所備付地図の整備推進の旨等を対応いただくべく、関係各位と協議した。

## 28日 小宮山泰子衆議院議員「未来政策フォーラム勉強会」

立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟幹事長として応援いただいている小宮山泰子議員の勉強会に参加した。前国土交通大臣の前田武志氏から建築物の省エネ法に関して講演をいただいた。

## 29日 第11回常任理事会(電子出席者あり)

今回の常任理事会は、一日開催で招集。主に令和3年度事業の総括報告と決算に向けた状況確認、令和4年度事業計画の再確認と予算案策定に関して確認した。

## 31日 林芳正衆議院議員「第57回勉強会」

現職外務大臣の林芳正議員の勉強会に参加する。ウクライナ情勢とともに予算・税制と経済情勢について、詳細な資料が配布され、丁寧に解説いただいた。



### 31日 東京法務局 総務部長・民事行政部長離任挨拶の応対

この日で異動される、東京法務局総務部長と民事行政部長が離任の挨拶として会長室に来られた。新境地での活躍をご祈念申し上げた。

## 4月

### 5日 法務省民事局民事第二課 所有者不明土地等対策推進室長離任挨拶の応対

4月は人事異動の季節でもある。法務省関係でお世話になった方々とこれからお世話になる皆さんがそろって会長室を訪ねて来られ、ご挨拶をいただいた。今後とも、よろしくお願いさせていただいた。

### 5日 東京法務局総務部長、民事行政部長着任挨拶の応対

東京法務局総務部長と民事行政部長が着任の挨拶として会長室に来られ、柳澤副会長と共に応対させていただいた。

### 6日 豊田俊郎参議院議員との打合せ

千葉会所属で現職の土地家屋調査士でもある豊田俊郎参議院議員から登記所備付地図作成作業及び区分所有法制の見直しに向けた検討状況等に関してヒアリングを受けるとともに、今後の国政の場での展開を協議した。

### 8日、9日 令和4年度第1回九州ブロック協議会会長会議

九州ブロック協議会では、定期的に会長会議を開催して、ブロック内の八名の各土地家屋調査士会会長が一堂に会し、懸案事項の協議や情報共有等を協議している。ブロック選出役員と共に案内をいただき、連合会長として参加の上、意見交換等をさせてもらった。それにしても、九州ブロックの皆さんの結束力は堅固である。

### 11日 根本匠衆議院議員「根本匠シンポジウム」

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長である根本匠先生のシンポジウムに出席した。コロナ禍における政府の各種支援策を分かりやすく解説いただいた。終了後、日本司法書士会連合会会長と共に挨拶をさせていただいた。

### 11日 参議院議員「吉川ゆうみを育てる会」政経セミナー

三重県選出の吉川ゆうみ参議院議員のセミナーに参加した。四年ほど前、三重会の総会にお邪魔した際にご挨拶させていただき、同じ東京農業大学の卒業生であることも相まって、土地家屋調査士制度の応援をお願いしている。

### 11日 参議院議員山本順三君を励ます会

私の地元でもある、愛媛県選出の山本順三参議院議員のセミナーに出席した。多くの愛媛県関係者も参加してのスクール形式での講演会である。ゲストの世耕弘成参議院議員から、コロナ時代における危機管理についての時局講演を拝聴した。

### 13日 第1回正副会長会議

令和4年度1回目の常任理事会を招集するに当たり、全ての副会長と北村総務部長と懸案課題等についての確認と整理を行った。

### 13日、14日 第1回常任理事会

年度始めの常任理事会を開催した。6項目の審議事項と9項目の協議事項について会議に諮った。令和4年度以降の方向性を含めての議論を展開した。

### 14日 第1回監査会

常任理事会後、引き続いて監査会に臨む。各副会長、部長と共に久保監事、野城監事、吉田監事から業務監査・会計監査を受ける。各監事からは、連合会の活動について多角的な提言をいただいた。

### 14日 日本弁護士連合会 会長・副会長就任披露

標記の披露会の案内をいただき、出席した。会場は徹底した感染症防止対策が施されており、整然とした進行が印象に残る中、日弁連新会長にご挨拶させていただいた。

### 15日 第17回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の開講式収録

土地家屋調査士特別研修も17回目を迎え、ADR認定土地家屋調査士は全国で6,650名を数える。この日は、開講に当たって、私自身が受講した時の感覚を抱いて励ましと感謝のご挨拶を収録した。

## 3月

16日

### 第3回編集会議(電子会議)

#### <協議事項>

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について
- 2 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信について

### 第3回オンライン登記推進室会議

#### <協議事項>

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
- 2 大阪会が主催の令和3年度オンライン登記申請研修会のeラーニングコンテンツ化について
- 3 オンライン登記申請に関するマニュアルの作成について

17日

### 第6回特別研修運営委員会

#### <協議事項>

- 1 第17回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第18回土地家屋調査士特別研修について

### 第10回研究所会議(電子会議)

#### <協議事項>

- 1 令和3年度研究所研究中間報告と今後の研究の進め方について
- 2 令和3年度研究所事業の総括について
- 3 令和4年度研究所事業計画(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会著作権規程(案)について
- 5 第31回地籍問題研究会定例研究会の出席者について

22日

### 第2回筆界特定制度運営委員会(電子会議)

#### <協議事項>

- 1 筆界特定制度の現状確認及び課題を把握するための方策について

22日、23日

### 第3回「土地家屋調査士白書2022」編集会議

#### <協議事項>

- 1 「土地家屋調査士白書2022」の編集について

23日

### 第5回監査会(会計監査)

23日、24日

### 第10回総務部会

#### <協議事項>

- 1 諸規則の一部改正等について
- 2 法定相続情報証明制度に関するQ & Aの見直しについて
- 3 綱紀委員を対象とした研修動画の作成について
- 4 令和5年(2023年)土地家屋調査士手帳の作成について
- 5 令和4年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 6 第79回定時総会の運営等について
- 7 土地家屋調査士の商標の利用に関する対応について
- 8 土地家屋調査士法人の事務所が複数会にまたがる綱紀事案の処理について
- 9 全国会長会議の在り方について
- 10 令和6年度からの土地家屋調査士会への助成について

24日

### 第1回電子証明運営委員会

#### <協議事項>

- 1 登録局業務に関する委託契約について

### 第10回研修部会

#### <協議事項>

- 1 令和4年度土地家屋調査士新人研修の運営等について
- 2 中央実施型新人研修の検証について
- 3 令和4年度における会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 4 令和4年度のeラーニングコンテンツ制作について
- 5 研修に関する調査の結果について
- 6 冊子教材「土地家屋調査士特別研修ADR認定土地家屋調査士の基礎」について
- 7 第17回特別研修の各ブロック協議会への運営に係る助成金について
- 8 令和4年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

### 第9回財務部会

#### <協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について

- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 会議等における費用助成の基準の一部改正等について
- 5 令和4年度予算(案)について
- 6 令和4年度事業計画(案)説明要旨について
- 7 中間監査報告書への対応について

CPD評価検討委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士CPD制度の現状について
- 2 土地家屋調査士会からの照会について
- 3 今後の土地家屋調査士CPD制度について

## 25日

研究所第3回研究テーマ「最新技術」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「最新技術に関する研究」(先端技術及びビジネスモデル等に関する研究)の各研究員の研究における中間報告に向けての進め方について
- 2 研究過程における秘密保持等について
- 3 研究過程における実証・検証対応(実証実験)について

第10回土地家屋調査士総合研究所創設に関する検討PT(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に関する検討PTの報告書(案)について

## 29日

第11回常任理事会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 令和4年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

## 30日

第4回日調連ADRセンター会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同における意見への対応について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の新たな活用について

## 4月

### 4日

第1回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 業務マニュアル等の作成について
- 6 筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について
- 7 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて
- 8 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について
- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 10 令和4年度予算(案)について
- 11 令和3年度事業経過報告及び令和4年度事業計画(案)説明要旨について

### 5日

第1回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度のウェブやメディアを利用した広報活動について
- 2 令和4年度の広報イベントへの参画について
- 3 土地家屋調査士試験日ポスターについて
- 4 令和4年度の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 5 令和4年度の社会貢献事業としての活動について
- 6 受験者の拡大に向けた活動について
- 7 「連合会長とリモートで話そう企画」について
- 8 会報の編集及び発行に関する事項について

### 11日

第1回財務部会

<協議事項>

- 1 令和3年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 2 令和4年度一般会計及び同特別会計予算(案)について



### 11日、12日

#### 第1回制度対策本部会議

##### <協議事項>

- 1 令和3年度制度対策本部事業の総括について
- 2 令和4年度制度対策本部事業計画(案)の執行について

### 12日

#### 研究所第1回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

##### <協議事項>

- 1 令和4年度中間報告作成に向けた研究の進め方について

### 13日

#### 第1回正副会長会議

#### 令和4年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

### 13日、14日

#### 第1回常任理事会(電子出席者あり)

##### <審議事項>

- 1 令和4年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 令和3年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 業務マニュアル(登記基準点測量マニュアル(案)及び報酬額算定参考資料(案))の作成について

- 4 令和4年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について

- 5 第79回定時総会提出議案について

##### <協議事項>

- 1 土地境界基本実務叢書の在庫の取扱いについて
- 2 エドモント倶楽部会員の継続の要否について
- 3 中央実施型新人研修の検証に係るアンケートの実施について
- 4 令和4年度における会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 5 土地家屋調査士会が制作した研修動画のeラーニング化について
- 6 冊子教材「ADR認定土地家屋調査士の基礎」について
- 7 第17回土地家屋調査士特別研修の各ブロック協議会への運営に係る助成金について
- 8 第79回定時総会の対応等について
- 9 連合会事務の効率化及び合理化について

### 14日

#### 第1回監査会

### 15日

#### 第1回特別研修運営委員会

##### <協議事項>

- 1 第17回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第18回土地家屋調査士特別研修について



広報キャラクター「地識くん」

病気・ケガの補償

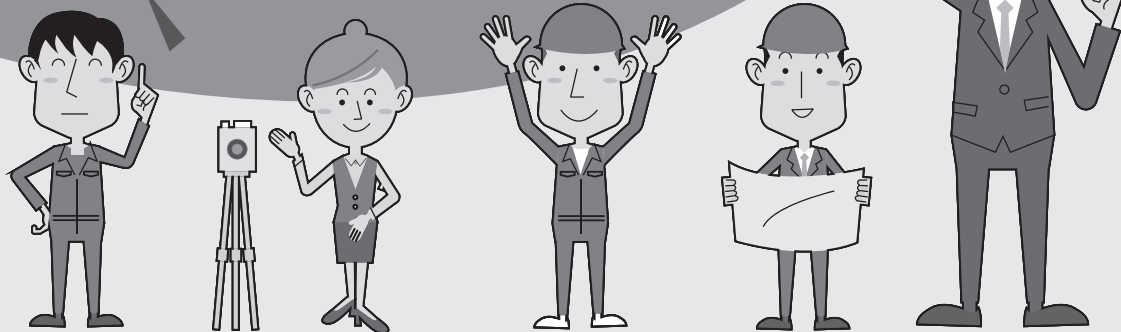
団体割引

**15%** 適用!!

# 土地家屋調査士の皆さまへ 団体総合生活補償保険

団体総合生活補償保険は土地家屋調査士の  
皆さまや補助者の方、ご家族に

**ぴったり**の病気やケガを補償します。



**団体総合生活補償保険のメリット！**  
タイプによっては新型コロナウイルス感染症も補償対象!!

支払事例

## 肺炎で入院

入院14日  
**84,000円**  
のお支払



## 乳がんで入院・手術

入院20日、  
入院中の手術1回  
**270,000円**  
のお支払



## 自転車事故

相手への賠償金  
**200,000円**  
のお支払



**保険期間** 2021年**10月1日** 午後4時～ 2022年**10月1日** 午後4時まで1年間

**日本土地家屋調査士会連合会共済会**

代理店・扱者 **有限会社 桐栄サービス** TEL: 03 (5282) 5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社** TEL: 03 (3259) 6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部 営業第一課

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

# eラーニングコンテンツを作成しました！

日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部

## 「財産管理制度と土地家屋調査士業務」について

### 1 はじめに

「財産管理制度と土地家屋調査士業務について」と題したeラーニングコンテンツを作成しました。

現行の不在者財産管理人及び相続財産管理人、民法一部改正に伴い創設される所有者不明土地(建物)管理制度、管理不全土地(建物)管理制度並びに所有者等特定不能土地管理人制度について、弁護士の森仁人先生にご説明いただきました。

現行の財産管理人制度は、対象財産が「人」単位であり、財産全般に及ぶものですが、民法の一部改正に伴い創設される管理人制度は、対象財産が「不動産」単位となります。対象となる「不動産」の境界の確認等が必要となるケースでは、土地家屋調査士を管理人として選任することも考えられることから、新たに創設される管理人制度の担い手として、まずは現行の財産管理人制度を理解した上で、新たな管理人制度を知っていただきたいという目的で本コンテンツを作成しました。



### 2 講義内容

- 第1 不在者財産管理人と相続財産管理人
- 第2 所有者不明土地(建物)管理制度
- 第3 管理不全土地(建物)管理制度
- 第4 所有者等特定不能土地管理制度

### 3 今後の方策について

民法の一部改正に伴い創設される「所有者不明土地(建物)管理制度」については、対象財産が「人」単位ではなく、「不動産」単位となっていることは、日常業務で境界の確認等が必要となるケースで所有者不明土地に接する機会も多く、不動産の物理的現況を正確に調査・測量をする専門家である土地家屋調査士は、その担い手としては適任ではないかと考えます。

また「管理不全土地(建物)管理制度」についても、土地の境界の確認等は当然のことながら、管理不全な状態、例えば、建物だけでなく、コンクリート擁壁やブロック塀等が倒壊しそうな状態であったり、不法投棄されているゴミの量などを把握するためにも、調査・測量は必ず必要になりますし、正に土地家屋調査士が得意とする分野ではないかと思えます。

是非、会員の皆様にも関心を持っていただき、新たに創設される「管理人制度」の担い手を育成していくために、連合会では今後も関係各所との協議を進めていき、また具体的な内容についてのeラーニングコンテンツを改めて作成していきたいと考えております。



広報キャラクター「地識くん」



# 「民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響」について

## 1 はじめに

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立しました(同月28日公布)。

両法律は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的に民事基本法の見直しを行うものです。

まず、「発生の予防」の観点から、不動産登記法を改正し、これまで任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請を義務化しつつ、それらの手続の簡素化・合理化策をパッケージで盛り込むこととしています。

また、同じく「発生の予防」の観点から、新法を制定し、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設することとしています。

次に、「利用の円滑化」を図る観点から、民法等を改正し、所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度を創設するなどの措置を講じることとしています。

なお、一部を除き、令和5年4月に施行されます(相続登記の申請の義務化関係の改正については令和6年4月1日、住所等変更登記の申請の義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日(政令未制定))。

社会事業部では、これらの改正のうち、土地家屋調査士業務に大きく関わる部分について、会員の皆

様の理解を深めるため、eラーニングコンテンツを作成いたしました。

## 2 講義内容

- 1 改正の経緯
- 2 民法改正の概要
  - (1) 隣地の使用請求
  - (2) 導管設置権
  - (3) 竹木の枝の切除及び根の切り取り
  - (4) 共有物の使用、管理
  - (5) 所有者不明土地管理命令
  - (6) 管理不全土地管理命令
- 3 不動産登記法改正の概要
  - (1) 国外に住所を有する者の国内における連絡先
  - (2) 相続登記の義務化
  - (3) 住所変更登記の義務化
  - (4) DV被害者等の保護
  - (5) 所有不動産記録証明書
  - (6) 附属書類の閲覧
  - (7) 情報提供の求め
  - (8) 施行日
- 4 相続土地国庫帰属法の概要
- 5 附帯決議

## 3 今後の方策について

今回の「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」は、所有者不明土地問題にとどまらず、我々土地家屋調査士が日常行っている不動産取引や管理にも大きな影響を及ぼす内容が多数含まれております。会員の皆様には、eラーニングコンテンツ、書籍等についてもご活用いただき、是非とも理解を深めていただきたいと思います。そして、今後の政省令の発出など、運用方針の決定についても併せて注視していただきたいと思います。



# 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ  
全国閲覧可能！  
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき  
地図印刷！

地図上で事件簿  
管理ができます！

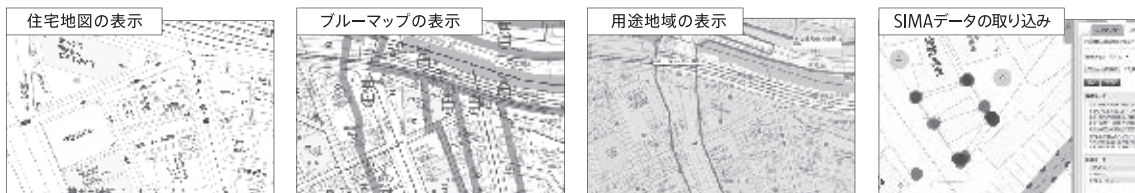
SIMA図示や  
多彩な地図検索！



**「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現**  
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

## 地図機能について

「調査士カルテ Map」では、以下地図機能のご利用が可能です。



### 住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

### 地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

## 「調査士カルテ Map」無料お試しID 利用会募集中

先着 **5会限定**

土地家屋調査士会単位で配布しています。

本システムを利用することで、調査情報の保全・継承だけでなく、土地家屋調査士投資の協力体制を強化することで業務を効率化することができます。また、多くの土地家屋調査士が利用することで、業務範囲・市場の拡大や、他業界に向けた情報や知見の発信も可能にします。

**通常月額3,300円(税込)のサービスを無料でお試しいただけます。**

- ・ Webアプリケーションの為、インターネット環境があればいつでもどこでもご利用が可能です。
- ・ 無料お試しIDは土地家屋調査士会単位で配布致します。集合形式やWeb形式の研修にに合わせて本システムの説明会を実施することも可能ですので、是非一度ご相談ください。
- ※本登録いただく場合でも登録月の月末までは無料でご利用いただけます。
- ※無料お試しIDのご利用期間は、ID発行から2ヶ月間です。
- ※無料お試しIDにて登録いただく調査情報は、本登録後のアカウントには継承できません。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



＜連合会 HP 右下の  
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会  
「調査士カルテ Map」問合せ窓口  
E-mail [kartemap@chosashi.or.jp](mailto:kartemap@chosashi.or.jp)

# eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

## 公開したコンテンツ一覧

令和3年度制作

| No. | コース          | コンテンツ名                             | CPD<br>ポイント | 時間     | 講師    |
|-----|--------------|------------------------------------|-------------|--------|-------|
| 1   | 2. 業務関連研修    | 土地家屋調査士による所有者不明土地問題への貢献            | 1           | 50分    | 鈴木泰介  |
| 2   | 2. 業務関連研修    | 民法・不動産登記法等の改正について                  | 1.5         | 1時間35分 | 大谷太   |
| 3   | 2. 業務関連研修    | 財産管理制度と土地家屋調査士業務について               | 1.5         | 1時間20分 | 森仁人   |
| 4   | 2. 業務関連研修    | 最近の労働法制の理解～補助者を雇用する際の注意点～          | 1           | 1時間05分 | 楚山和司  |
| 5   | 1. 倫理・法令関連研修 | 成年後見制度の基礎知識～相談対応の基礎知識～             | 1           | 50分    | 鈴木大介  |
| 6   | 2. 業務関連研修    | 静岡県主催「消費税におけるインボイス制度の実務」           | 1           | 51分    | 杉山明喜雄 |
| 7   | 2. 業務関連研修    | 大阪会主催「令和3年度第1回オンライン登記申請研修会(超初心者編)」 | 1.5         | 1時間40分 | 正井利明  |
| 8   | 2. 業務関連研修    | 大阪会主催「令和3年度第2回オンライン登記申請研修会(初心者編)」  | 2           | 1時間45分 | 正井利明  |
| 9   | 2. 業務関連研修    | 大阪会主催「令和3年度第3回オンライン登記申請研修会(中級者編)」  | 1.5         | 1時間40分 | 正井利明  |
| 10  | 2. 業務関連研修    | 大阪会主催「令和3年度第4回オンライン登記申請研修会(最前線情報)」 | 1           | 57分    | 正井利明  |

※No.7～10は、令和4年度中に公開終了を予定していますので、お早めにご視聴ください。

## アクセス方法

- ・ 「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」→「会員の方へ」→「会員の広場」→「eラーニング」
- ・ 「会員の広場」へのアクセスにはID・パスワードが必要です。ご不明の場合には、連合会事務局までご連絡ください。

## CPDポイント

- ・ コンテンツを最後まで視聴することで、自動的にポイントが付与されます。
- ・ 視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・ 同じコンテンツを何度視聴しても、ポイント付与は初回視聴分のみとなります。





# 土地家屋調査士新人研修修了者

令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の修了者は次のとおりです。

## 関東ブロック協議会(66名)

### 東京会(25名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 村島 充裕 | 安田 篤史 | 佐藤 健介 |
| 佐野 太一 | 武藤 竜太 | 長村 政孝 |
| 関口 聡  | 江連 貴史 | 清田 恵子 |
| 岩崎 恵大 | 吉野 秀樹 | 小林 賢一 |
| 矢嶋 宏大 | 白藤 幸一 | 落合 千廣 |
| 山川 武志 | 平沼 大吉 | 高草 明  |
| 金岡 徹  | 尾上 友一 | 谷道 紗奈 |
| 森 陽樹  | 川本 寿彦 | 相澤 洋志 |
| 後藤 禎幸 |       |       |

### 茨城会(2名)

|       |       |
|-------|-------|
| 菊池 浩行 | 早川 有洋 |
|-------|-------|

### 栃木会(1名)

|       |
|-------|
| 長谷川直子 |
|-------|

### 群馬会(5名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 渡辺 洋平 | 茂木 光男 | 近田 元輝 |
| 中村 良也 | 佐藤 博  |       |

### 静岡会(5名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 久保田将央 | 永田 祐也 | 大瀧 直幸 |
| 黒田 敏美 | 油井 邦秀 |       |

### 山梨会(1名)

|      |
|------|
| 萩原 剛 |
|------|

### 長野会(2名)

|       |       |
|-------|-------|
| 齋藤 哲宏 | 中原 隆弘 |
|-------|-------|

### 新潟会(1名)

|     |
|-----|
| 関 武 |
|-----|

(順不同・敬称略)

計66名

### 神奈川会(7名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 村澤 靖  | 松村 繁幸 | 矢島 祥平 |
| 高橋 正吾 | 辻 健太郎 | 畑 裕司  |
| 中川 祐雄 |       |       |

### 埼玉会(12名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 並木 俊樹 | 齊藤 有平 | 古澤 要  |
| 渡部 健  | 岩崎 誠  | 山田真二郎 |
| 高嶋 秀人 | 伊藤 健児 | 前川 怜介 |
| 齋藤 勇樹 | 岡安 俊憲 | 鈴木 豪  |

### 千葉会(5名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 市原 健太 | 川窪 悠太 | 成毛 省司 |
| 菊入 賢司 | 井上 達  |       |

## 近畿ブロック協議会(27名)

### 大阪会(10名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 吉田 尚希 | 北田 崇  | 木原 政幸 |
| 大庭 直隆 | 李 文奈  | 山田 峻  |
| 藤井 洋  | 藤井 良守 | 酒井 敏雄 |
| 古崎 昭博 |       |       |

### 奈良会(3名)

|      |      |       |
|------|------|-------|
| 東 敦志 | 島田 哲 | 大門祥一郎 |
|------|------|-------|

### 滋賀会(1名)

|       |
|-------|
| 野々村 靖 |
|-------|

### 京都会(4名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 上野 隆信 | 西村 和洋 | 中川 智至 |
| 横井 明美 |       |       |

### 和歌山会(1名)

|      |
|------|
| 東 孝通 |
|------|

(順不同・敬称略)

計27名

### 兵庫会(8名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 武内 航  | 中島 義人 | 松岡 純  |
| 吉井 淳一 | 小林祐太郎 | 橘 幹治郎 |
| 玉田 智彦 | 土山 耕平 |       |

---

## 中部ブロック協議会(35名)

---

### 愛知会(18名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 島村 和忠 | 白井 啓雄 | 後藤 啓介 |
| 水野 琢也 | 油谷奏一郎 | 夏目 航志 |
| 永田 敦士 | 三浦 祐紀 | 鵜飼 和宏 |
| 松永 直樹 | 大津 陽介 | 尾崎 敬介 |
| 三苫 華子 | 住田久美子 | 池田 靖彦 |
| 林 優児  | 鳥居 健  | 坂野 友昭 |

### 三重会(3名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 米田 道裕 | 柴山 真一 | 中川 雄介 |
|-------|-------|-------|

### 岐阜会(4名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 谷口 雅則 | 渡部 浩司 | 桜井 宏樹 |
| 内田 大誠 |       |       |

### 福井会(4名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 前田 裕之 | 丸岡 直樹 | 中村 信雄 |
| 坂下 強  |       |       |

### 石川会(3名)

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 本田 国子 | 八田 祥宏 | 中本 満 |
|-------|-------|------|

### 富山会(3名)

|      |       |           |
|------|-------|-----------|
| 林 秀穂 | 塩谷 一真 | 藤川 未来     |
|      |       | (順不同・敬称略) |
|      |       | 計35名      |

---

## 中国ブロック協議会(13名)

---

### 広島会(7名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 大塚 祐司 | 山崎 宏樹 | 中尾 雅寛 |
| 藤本 学  | 中木 信宏 | 安部 俊輔 |
| 要田 勲  |       |       |

### 山口会(2名)

|       |       |
|-------|-------|
| 内田 明宏 | 井上 雄太 |
|-------|-------|

### 岡山会(2名)

|      |      |
|------|------|
| 鵜木 元 | 畑 俊光 |
|------|------|

### 島根会(2名)

|       |       |           |
|-------|-------|-----------|
| 手銭 隆之 | 佐々井美穂 | (順不同・敬称略) |
|       |       | 計13名      |

---

## 九州ブロック協議会(20名)

---

### 福岡会(11名)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 森田 清広 | 高崎 聖  | 山口 洋平 |
| 阿部 太亮 | 山中 浩司 | 稲永 俊也 |
| 長野 照平 | 平山慎一郎 | 中島 義博 |
| 鎌田 悠佑 | 宜本 繁紀 |       |

### 大分会(2名)

|       |      |
|-------|------|
| 朝川太一郎 | 野添 浩 |
|-------|------|

### 熊本会(1名)

|       |
|-------|
| 田中 直弘 |
|-------|

### 鹿児島会(2名)

|       |       |
|-------|-------|
| 下伊倉智和 | 森山 勝美 |
|-------|-------|

### 宮崎会(2名)

|       |      |
|-------|------|
| 鎌田 亮介 | 工藤 慶 |
|-------|------|

### 沖縄会(2名)

|       |     |           |
|-------|-----|-----------|
| 慶田元克次 | 岡 正 | (順不同・敬称略) |
|       |     | 計20名      |

---

### 東北ブロック協議会(15名)

---

#### 宮城会(4名)

若山 暖      高橋 玄太      小生 倫也  
菅原 翔大

#### 秋田会(1名)

伊藤 博之

#### 福島会(4名)

矢田部靖國      渡辺 隆司      八巻 洋一  
阿部 雅之

#### 青森会(4名)

蛭名昂一郎      高島 奈美      佐藤 大真  
神 豊

(順不同・敬称略)  
計15名

#### 山形会(2名)

中川 勝昭      廣瀬 大介

---

### 北海道ブロック協議会(4名)

---

#### 札幌会(1名)

吉川 貴行

#### 釧路会(2名)

角鹿 敏広

川野 滋生

(順不同・敬称略)  
計4名

#### 旭川会(1名)

稲場 佑紀

---

### 四国ブロック協議会(8名)

---

#### 香川会(2名)

松原 昂志      富田 和志

#### 愛媛会(4名)

高田 昌生      矢内原知久      高橋 一平  
加納 恵

#### 徳島会(1名)

尾崎 茂樹

(順不同・敬称略)  
計8名

#### 高知会(1名)

筒井 伸光



# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者

令和4年3月1日付

|    |      |       |    |
|----|------|-------|----|
| 静岡 | 1846 | 榛葉    | 岳洋 |
| 静岡 | 1847 | 横井    | 陽介 |
| 静岡 | 1848 | 山中    | 一哲 |
| 福島 | 1514 | 菊田    | 圭輔 |
| 岩手 | 1183 | 宮崎弘太郎 |    |
| 札幌 | 1230 | 中野    | 祐太 |

令和4年3月10日付

|    |      |       |    |
|----|------|-------|----|
| 東京 | 8233 | 田代    | 知巳 |
| 埼玉 | 2754 | 能地    | 芳弘 |
| 埼玉 | 2755 | 岸     | 義将 |
| 埼玉 | 2756 | 杉山    | 哲士 |
| 長野 | 2621 | 海野広太郎 |    |
| 新潟 | 2240 | 牛腸    | 将史 |
| 兵庫 | 2552 | 林     | 直輝 |
| 愛知 | 3077 | 上原    | 清登 |
| 富山 | 545  | 村上    | 健治 |
| 岡山 | 1414 | 森脇    | 翔  |
| 長崎 | 814  | 中野    | 亮  |
| 熊本 | 1231 | 森山    | 祐矢 |
| 熊本 | 1232 | 堀     | 拓郎 |
| 青森 | 789  | 藤田    | 清仁 |
| 札幌 | 1231 | 門馬    | 由昌 |
| 札幌 | 1232 | 大海    | 崇志 |
| 函館 | 219  | 鈴木    | 陽介 |
| 旭川 | 305  | 成田    | 智弘 |
| 徳島 | 526  | 松本    | 誠二 |
| 高知 | 687  | 三田    | 旺璃 |

令和4年3月22日付

|     |      |     |    |
|-----|------|-----|----|
| 東京  | 8234 | 貴島  | 亮  |
| 神奈川 | 3177 | 佐々木 | 肇  |
| 静岡  | 1849 | 後藤  | 竜平 |
| 山梨  | 419  | 石塚  | 弘路 |

|    |      |       |    |
|----|------|-------|----|
| 新潟 | 2241 | 坂田    | 健  |
| 滋賀 | 468  | 小前    | 陽平 |
| 富山 | 546  | 藤澤智恵美 |    |
| 山口 | 992  | 上村    | 正洋 |
| 岡山 | 1415 | 井出    | 柊平 |
| 佐賀 | 560  | 岩永    | 大作 |
| 熊本 | 1233 | 濱本    | 銘二 |
| 宮城 | 1067 | 竹中    | 直樹 |
| 札幌 | 1233 | 橋本    | 拓  |
| 香川 | 738  | 藤井    | 靖子 |

## 登録取消し者

令和3年9月25日付

|    |      |    |   |
|----|------|----|---|
| 千葉 | 1951 | 市原 | 篤 |
|----|------|----|---|

令和4年1月5日付

|    |      |   |    |
|----|------|---|----|
| 福岡 | 1275 | 東 | 洋平 |
|----|------|---|----|

令和4年1月14日付

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 埼玉 | 1291 | 遠藤 | 修平 |
|----|------|----|----|

令和4年1月29日付

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 兵庫 | 1306 | 村上 | 朝男 |
| 愛知 | 1671 | 加納 | 寛爾 |

令和4年1月30日付

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 福岡 | 1925 | 高倉 | 哲也 |
|----|------|----|----|

令和4年2月7日付

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 大阪 | 2045 | 中川 | 博嗣 |
| 愛媛 | 605  | 山下 | 武春 |

令和4年2月19日付

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 千葉 | 1100 | 戸辺 | 尊夫 |
|----|------|----|----|

令和4年2月28日付

|    |     |    |    |
|----|-----|----|----|
| 群馬 | 631 | 金井 | 光正 |
|----|-----|----|----|

令和4年3月1日付

|    |      |     |    |
|----|------|-----|----|
| 長野 | 2244 | 長谷川 | 進  |
| 長野 | 2548 | 赤羽  | 家人 |
| 兵庫 | 1387 | 吉田  | 功  |
| 広島 | 1405 | 瀬戸  | 和夫 |
| 愛媛 | 481  | 十亀  | 輝明 |

令和4年3月10日付

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 東京 | 6453 | 東  | 徹  |
| 東京 | 6697 | 本橋 | 義仁 |
| 東京 | 8040 | 通次 | 妙美 |
| 埼玉 | 1389 | 吉野 | 禎一 |
| 埼玉 | 1599 | 関根 | 利男 |
| 静岡 | 813  | 竹岡 | 俊好 |
| 静岡 | 1146 | 高林 | 正次 |
| 大阪 | 3322 | 中西 | 茂浩 |
| 三重 | 635  | 出口 | 晃  |
| 三重 | 907  | 佐藤 | 久平 |
| 福岡 | 2163 | 松尾 | 勝巳 |
| 大分 | 594  | 管  | 克征 |

令和4年3月22日付

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 長野 | 1941 | 吉池 | 均  |
| 長野 | 1993 | 関口 | 誠一 |
| 京都 | 577  | 片山 | 正道 |
| 徳島 | 350  | 毛利 | 康男 |
| 愛媛 | 488  | 八塚 | 佳顯 |

## ADR認定土地家屋調査士登録者

令和4年3月10日付

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 長野 | 2558 | 増田 | 年晴 |
| 岡山 | 1414 | 森脇 | 翔  |
| 岩手 | 1173 | 倉澤 | 康行 |

## 令和3年度会務報告及び第3回研修会について

令和4年2月14日(月)13時から17時までホテルメトロポリタンエドモントからのWeb配信により令和3年度会務報告及び第3回研修会が開催された。

当初は全国理事長会議と研修会を集合形式で行う予定だったが、新型コロナウイルスによる感染防止の観点から全国理事長会議を取りやめWeb配信により会務報告及び研修会を行うことになった。



榊原会長

### ・会長挨拶、会務報告(総括)

全公連望月副会長の司会により、榊原典夫会長から挨拶があり、事業経過報告では広報活動を行い受託拡大につなげたいことや、出前研修会を行い各加盟協会からの意見、要望を伺う機会を設ける等の報告があった。

### ・会務報告(総務・経理・公益・広報・災害担当)望月副会長

組織及び運営に関する強化、会則の見直し、WebGISの推進、パンフレットの作成、ホームページの刷新等の報告であった。

### ・会務報告(業務)伊藤副会長

「官民境界確認補助業務」、「狭あい道路解消嘱託業務」、「未登記道水路の表題登記及び分筆登記について」の提案書をまとめ出前研修の研修材料として使用できるように作成をした。

### ・会務報告(研修)花本副会長

ブロック出前研修について四国・中部ブロックで行う予定であったが新型コロナウイルスによる影響で延期となった。次年度からは順次、出前研修を行っていききたい。

### ・会務報告(企画)堀副会長

公共調達全般の情報収集・随意契約、企画競争の研究・一般競争入札の現状の調査をしており冊子を作成した目的や内容の紹介であった。

日調連岡田潤一郎会長からご挨拶があり、鈴木泰介副会長から予算政策要望・次年度の地図作成作業に関する情報提供として令和4年の発注分から令和5年に行う境界標(筆界保全標)の設置が予算に見込まれることや表題部所有者不明土地の解消、筆界特定制度、狭あい道路の解消、土地家屋調査士、公嘱協会の所有者不明土地問題解消への活用、地籍調査事業の予算拡充及び土地家屋調査士の活用、所有者探索を円滑に進めるための施策についての説明があった。



日調連 岡田会長



日調連 鈴木泰介副会長

## 研修①「協会におけるインボイス」

講師：税理士 森下靖也氏

講師に税理士の森下靖也氏をお招きし、インボイス制度における消費税の仕組みや協会の事務局での対応・注意点などの講演内容であった。

令和5年10月からインボイス制度が開始し、登録申請は令和3年10月から可能で令和5年3月31日までに登録申請を行う必要がある。

令和4年1月から電子帳簿保存法がスタートする予定だったが2年間延期された。

協会における対応としては、社員に対する報酬の



税理士 森下氏

支払い(業務処理費)をするために社員に対して登録番号の確認を順次進めていく必要がある。その中で登録番号を取らない社員土地家屋調査士がどのくらいの割合でいるのか、消費税の納付がどれだけ増加するのかをシミュレーションする必要がある。それに応じて必要であれば諸規則の変更が必要となる可能性がある等の講演であった。

## 研修②「所有者不明土地問題について」

講師：衆議院議員 井林たつり氏

講師に衆議院議員の井林たつり氏をお招きし、所有者不明土地問題についての背景や取組についての講演であった。



衆議院議員 井林氏

所有者不明土地が全国的に増加し

ていることにより円滑な事業実施への支障となっており、多大な時間、費用、労力を要している。

それらを解決するために法定相続情報証明制度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律を創設している。

所有者不明土地問題の解決に向けた民法・不動産登記法の見直しについては、相続登記・住所変更登

記の義務化、相続土地国庫帰属制度、所有者不明土地管理制度等の創設をし、土地利用の円滑化を進めている。

以上のとおり会務報告及び第3回研修会が終了したが今回の研修内容を踏まえ、各公嘱協会が更なる発展をすることを望む。

(理事 嶋田智史)

## 会議経過

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 3月1日   | 第5回広報委員会(東京開催)                        |
| 3月1日   | 第11回正副会長会議(Web開催)                     |
| 3月11日  | 災害発生時連絡網テスト(電話対応によるテスト)               |
| 3月14日  | 第11回理事会(東京開催)                         |
| 3月15日  | 全調政連との打合会(東京開催)                       |
| 3月30日  | 第12回正副会長会議(Web開催)                     |
| 4月12日  | 第1回広報委員会                              |
| 4月12日  | 第1回監査会(東京開催)                          |
| 4月13日  | 第1回理事会(東京開催)                          |
| 4月22日  | 九州ブロック協議会出前研修会(福岡開催)                  |
| 6月1～2日 | 第37回定時総会・第1回研修会及び全国理事長会議(東京(エドモント)開催) |



# ち ょ う さ し 俳 壇

第444回



「町薄暑」

深谷 健吾

地図を手に二の町三の町薄暑  
卯の花や生垣高き輪中村  
妙齢の神輿ときには関の声  
末の子はお下がりがばかり端午の日

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

目覚めたる山の息吹や木の芽晴  
曾祖父母上座賜はる雛祝  
香煙に句友偲ぶや初彼岸  
赴任地に発つ子のための草の餅

茨城 中原ひそむ

ゆく春や野口雨情の記念館  
三寒四温会ひたき人はみな泉下  
鳥雲に妻よあの世を如何に住む  
あれ大海あれ大観や松の芯

山形 柏屋 敏秋

養生を勧めし医師も春の風邪  
一面の流水群が閉ざす海

吉日に紅白対の梅の花  
雨後の畔に芽を出す路の臺

兵庫 小林 昌三

裾野より赤みさしたる山笑ふ  
美装して稚児の練りたる花まつり

神奈川 椎名 弘

末黒野に確と境界杭のこる  
山すみれ野帳にはさみ持ち帰る

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

目覚めたる山の息吹や木の芽晴

「木の芽晴」は、春の季語「木の芽」の傍題。野山・街路・庭園の木々が一斉に芽吹き始めると、春を満身に感じる。木の芽立ちには木の種類・寒地・暖地の違いによる遅速があつて、早いのは二月、遅いのは四月末に芽吹く。萌黄・浅緑・緑・濃緑、様々に萌えでる木々の芽の美しさは花を凌ぐ。木々の芽吹く時分の晴れを木の芽晴、雨を木の実雨、またその頃の風を木の芽風という。提句は晴れた日の山の気配を冬の季語の「山眠る」から春の季語の「山笑ふ」の光景へと活写した佳句である。

中原ひそむ

あれ大海あれ大観や松の芯

「松の芯」は、春の季語「若緑」の傍題。松は常緑木だが花のあと芯が長くのび、さらに若々しい緑色の新芽が吹きだす。この新芽のことを「松の芯」という。軸のようにぬきんでた姿がおもしろく、いかにもすくすくとして旺盛な感じで晩春の初夏の情景とぴたりしている。海原と沿岸の松林の光景の中の「松の芯」に焦点を絞って詠んだ一句か。大海の松林の景の「大」と松の芯の「小」の対照の取り合せが妙な佳句である。

柏屋 敏秋

雨後の畔に芽を出す路の臺

「路の臺」とは、春の季語。路は多年草で

山野に自生する。早春まだ野山に雪が残っている頃、土手や畔に萌黄浅緑色の花穂を土中からもたげる。これが路の臺である。あたりが枯色の時だけに印象的である。葉柄並びの若い穂は食用となる。殊に寒い地方では寒明けを待つ心情が強い。早春の雨後の田んぼの畔で路の臺と出会った感動を活写した一句か。その待春の感動を素直に平明な言葉で詠み込んだ佳句である。

小林 昌三

美装して稚児の練りたる花まつり

「花祭」とは、春の季語。四月八日に行われる釈迦の降誕祭。各寺々では花御堂を中心にそれぞれ華やかな行事を行う。稚児行列が出るところもあり、甘茶の接待も行う。それら全てを含めて花祭りと呼んで、子供にも大人にも親しまれている。花祭りの当日には稚児行列を見に、両親や祖父母らが多く集まる。提句は、稚児さんが美しく化粧して、着飾りして、行列して練り歩く光景を活写した佳句である。

椎名 弘

末黒野に確と境界杭のこる

「末黒野」とは、春の季語「焼野」の傍題。早春、害虫駆除と萌え出る草の生長を用意ならしめるために枯草を焼き払う。焼野とは、野火で焼いた野原とか、現に焼きつたある野原とかのこと。焼いたあとの黒々とした焦げあとの野を末黒野という。提句は、末黒野に境界杭が確と元のまま残っている情景を活写した佳句である。

法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付けで行われましたので、その一部を左に紹介いたします。

（○）令和四年四月一日付け異動

| 庁名  | 局  | 長  | 総務部長  | 部  | 長  | 次長   | 民事行政調査官 | 総務課長 | 登記・情報管理官 | （不動産）<br>首席登記官 | （法人）・（法人）<br>首席登記官 | （法人二）<br>首席登記官 | 電子認証管理官 | 動産登録課長 |
|-----|----|----|-------|----|----|------|---------|------|----------|----------------|--------------------|----------------|---------|--------|
| 東京  | 坂本 | 佳胤 | 内古閑禎二 | 齊藤 | 雄一 | 渡邊敬治 | 梶谷健二郎   | 高橋要  | 濱崎慶太     | 横山亘            | 小山田実               | 益子浩志           | 矢島光     | 益子堅一   |
| 大阪  | 山地 | 裕修 | 山家史朗  | 鍛冶 | 秀治 |      | 柳原禎和    | 芝正教  | 堀直彦      | 戸井琢也           | 橋本一郎               | 大澤正暁           |         |        |
| 名古屋 | 鈴木 | 辰治 |       | 鍛冶 | 秀治 |      | 杉兼昌久    | 中村興彦 | 山本直彦     | 武田宜秀           | 藤田光信               |                |         |        |
| 福岡  | 篠原 | 昭宏 |       | 羽野 | 恵美 |      | 渡辺利明    | 前田文彦 | 梅田政彦     | 永田篤希雄          | 井ノ口康弘              |                |         |        |
| 仙台  | 菅原 | 武志 |       | 齊藤 | 照彦 |      | 野崎和宏    | 杉浦良信 | 古川健一     | 竹村啓人           | 坪井英樹               |                |         |        |
| 札幌  | 伊藤 | 敏治 |       | 渡辺 | 人志 |      | 濱村和美    | 林潤子  | 古屋敷      | 酒井秀明           | 高橋誠                |                |         |        |
| 高松  | 中村 | 誠  |       | 金島 | 彰治 |      | 植木啓之    | 村上正司 | 大西博敏     | 木下正彦           | 真部理恵               |                |         |        |

| 名古屋   |      |       |       | 大阪   |      |      | 東京   |      |      |      |       |      |      |       |       |      | 庁名局局長次長総務課長首席登記官 |      |     |      |      |      |      |      |       |
|-------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|-------|-------|------|------------------|------|-----|------|------|------|------|------|-------|
| 富山    | 金沢   | 岐阜    | 津     | 和歌山  | 奈良   | 神戸   | 京都   | 新潟   | 長野   | 甲府   | 静岡    | 前橋   | 宇都宮  | 水戸    | 千葉    | さいたま |                  | 横浜   |     |      |      |      |      |      |       |
| 村田登志生 | 岡本高至 | 伊藤いつき | 鳶啓一郎  | 澤田竜彦 | 夏見聡  | 谷内秀明 | 西田正延 | 新宮高明 | 渡辺英樹 | 後藤芳昭 | 唐澤茂   | 福田克則 | 佐藤毅  | 神崎強   | 宮城安   | 星野辰守 | 綿谷修              | 古谷剛司 |     |      |      |      |      |      |       |
| 八田和恵  | 成田洋一 | 本多洋一  | 山内恵   | 瀧本勝也 | 草野謙治 | 吉福拓也 | 遠藤勝久 | 青木清明 | 小松淳也 | 松尾力実 | 佐久間和美 | 佐々木賢 | 河井茂行 | 島貫剛   | 山口正広  | 中嶋武彦 | 石田正信             | 高木一浩 |     |      |      |      |      |      |       |
| 立川淳一  | 長尾裕二 | 神谷一秀  | 小澤俊紀  | 中出幸一 | 高橋雅樹 | 関矢庄司 | 坂本光宏 | 安藤直人 | 大峯隆  | 小池正大 | 松田勝也  | 小山内実 | 橋本新吾 | 五十嵐恒治 | 杉本美奈  | 石塚昌樹 | 塚野智久             | 前野政彦 |     |      |      |      |      |      |       |
| 北濱基紀  | 瀧橋高見 | 堀田英男  | 奥村三穂子 | 山田伸浩 | 浅野敏之 | 内田尚清 | 田代利昭 | 松西真弓 | 廣幡直樹 | 村田和久 | 佐藤美智代 | 中村祐一 | 若月健  | 増田和洋  | 中村元昭  | 川上賢一 | 小林崇伯             | 木村孝文 | 原光章 | 岩崎功治 | 古関美弘 | 青山恒一 | 杉山航太 | 山森豊彦 | 岩田慶太郎 |
| 松井一恭  | 小川卓也 | 辻敏行   | 牧川平和  | 小田時彦 | 古川幸広 | 南野健一 | 森聡子  | 高橋修  | 東淨英明 | 伊藤尚紀 | 田代真一  | 根本篤  | 青木典一 | 河合雄一郎 | 石田千恵子 | 大澤秀範 | 内藤武夫             | 古島健  | 榮雅枝 |      |      |      |      |      |       |

| 高松    | 札幌    | 仙台    | 福岡    | 広島    | 庁      |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 松高徳   | 釧旭函   | 青秋盛山  | 那宮    | 松鳥岡山  | 名      |
| 山知島   | 路川館   | 森田岡形  | 覇崎    | 江取山口  | 局      |
| ○柳川丸  | ○高崎   | ○齋藤   | ○野見山  | ○沼田   | 石崎     |
| 謙雅二   | 元彦    | 博之夫   | 英一    | 浩行    | 忠司     |
| 中野隆生  | ○村上陽弘 | ○佐藤純一 | 青堤喜夫  | ○関谷敦子 | ○高山達司  |
| ○藤井弘子 | ○鶴田浩二 | ○二橋秀平 | ○陰山卓也 | ○石川裕一 | 北村徹    |
| 和田哲治  | ○横川昌弘 | ○高橋淳  | ○豊田利弘 | ○福岡安朝 | 首登     |
| ○藤原哲朗 | ○西内雅信 | ○柳谷道広 | ○国吉俊和 | ○奥山茂  | システマ情報 |

お知らせ

# 土地家屋調査士2023年オリジナルカレンダー

## 古絵図に見る街の成り立ち

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で23回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

| 価 格   | シンボルマークのみ                  | 調査士会名入り | 調査士会名+個人事務所名入り |
|-------|----------------------------|---------|----------------|
|       | 1本 560円                    | 1本 740円 | 1本 740円        |
| 販売ロット | 1本から                       | 50本以上   | 50本以上          |
| 申込締切  | 2022年8月31日(水)              |         |                |
| 納品予定  | 2022年11月上旬                 |         |                |
| 仕 様   | H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー |         |                |

お申込み  
締 切 り

2022年  
8月31日(水)

### お 申 込 み に あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。  
ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。  
A) シンボルマークのみ入り  
B) 調査士会名入り  
C) 調査士会名+個人事務所名入り  
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2022年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

| 梱包1箱あたりの料金 |                   |        |
|------------|-------------------|--------|
| 右記以外の国内    | 青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形 | 北海道、沖縄 |
| 1,296円     | 1,512円            | 2,700円 |

ご注文は .....

FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。

FAX:06-6467-8949

### ■ご注文本数 ※原材料高騰に伴い、本体価格を改定しました。

| A) シンボルマークのみ | B) 調査士会名入り(50本以上) | C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) |
|--------------|-------------------|--------------------------|
| 1本 560円 本    | 1本 740円 本         | 1本 740円 本                |

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

### ■ネーム

2022年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。  
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は  
下欄にご記入ください。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 肩書 (20字以内)   |           |
| 事務所名 (15字以内) | TEL ( ) - |
| 住所 〒         | FAX ( ) - |
| E-mail       | 調査士会名     |

### ■以上のとおり申込みます。

2022年

月

日

お名前(または事務所名)

印

連絡先

TEL ( ) -

FAX ( ) -

カレンダーお届け先

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。  
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。



# 令和 3 年度土地家屋調査士本試験問題（午後の部）

## ～ part 2 ～

令和3年10月17日(日)に土地家屋調査士の一次試験が行われました。試験に合格され業務を行っている皆さんにとって最新の問題は、ほとんどお目に掛かる機会がないのかも知れません。Part1に引き続き、受験生に戻ったつもりで是非チャレンジしてみてください。

また、本誌をご覧になっている土地家屋調査士でない方も是非挑戦してみて、興味が湧いたら受験してみてもいいかもしれません！

### 【試験問題抜粋】

**第5問** 登記の申請の添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 共通する添付情報のある2つの申請を同一の登記所に対して同時に行う場合において、当該添付情報を一の申請の申請情報と併せて提供し、その旨を他の申請の申請情報の内容としたときは、当該他の申請について当該添付情報を提供することを要しない。
- イ 隣り合って所在するAが所有権の登記名義人である甲区分建物とBが所有権の登記名義人である乙区分建物について、これらの間の隔壁を除去して甲区分建物と乙区分建物が1個の丙区分建物となったことによる登記の申請をAが単独でする場合には、A及びBが丙区分建物について有することとなる持分の割合を証する情報を提供することを要する。
- ウ 土地家屋調査士法人が建物の表題登記の申請手続を代理する場合において、当該土地家屋調査士法人の会社法人番号を提供したときは、当該会社法人番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。
- エ 所有権の登記がある区分建物でない甲建物と所有権の登記はないが表題登記がある区分建物でない乙建物とが増築工事により合体して1個の区分建物でない建物となった場合において、合体による建物の表題登記及び合体前の建物についての表題部の登記の抹消並びに所有権の保存の登記の申請をするときは、乙建物の新築時の建築基準法第7条の検査済証を当該申請情報と併せて提出すべき所有権を証する情報とすることができる。
- オ 電子申請の方法によって登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、登記事項証明書の提供に代えて、当該申請に係る不動産の不動産番号を送信しなければならない。

- 1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

解答は次ページに

第5問 正解 5

出題テーマ 登記の申請の添付情報

各肢の解説

- ア 正しい。同一の登記所に対して同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共通する添付情報があるときは、当該添付情報は、一の申請の申請情報と併せて提供することで足りるものとされている(規則37条1項)。また、この場合においては、当該添付情報を当該一の申請の申請情報と併せて提供した旨を他の申請の申請情報の内容としなければならないとされている(同2項)。例えば、Aの申請を前件とし、Bの申請を後件とし、Bの申請情報と併せて添付情報を提供するときは、Aの申請の申請情報の当該添付情報の表示の末尾に「(後件添付)」と記録し、Aの申請情報と併せて提供するときには、Bの申請の申請情報の当該添付情報の表示の末尾に「(前件添付)」と記録することになる。
- イ 正しい。合体前の各建物の所有者が異なる場合には、所有権を証する情報として、合体前の各建物の所有者が合体後の建物について有することとなる持分の割合を証する情報を添付情報として提供しなければならないとされている(令別表13項・添付情報欄ハ、平成5・7・30民三5320号通達第6・四・(4))。
- ウ 正しい。法人である代理人によって登記の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができるとされている。(規則37条の2)
- エ 誤り。合体後の建物は、合体前の各建物の所有者の単独所有または共有となるので(民法244条類推適用)、合体による登記等を申請する場合は合体後の建物の所有権を証する情報として、合体前の各建物に係る建物建築確認済証や検査済証等の準則87条1項に規定する書面(合体前の各建物が申請人の所有であったことを証する書面)を提供するべきであるが、合体前の建物が表題登記がある建物であるときは、当該建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人として記録されていることにより合体前の建物の所有者であったことは証明されているので、それらの書面を提供することを要しないとされている(平成5年度全国首席登記官会同における質疑応答第六・二・9)
- オ 誤り。電子申請をする場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律2条1項に規定する登記情報の送信を同法3条2項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を提供しなければならないとされている(令11条)。不動産番号は識別するための表題部の事項に過ぎないので(法27条4号)、登記事項証明書の提供に代えて送信することはできない。
- 以上により、誤っているものはエ及びオであるので、正解は5となる。

※ 試験問題は、令和3年4月1日現在の法令等に基づいて出題されています。解説等も、この基準日の法令等に基づいて記述されています。

(解説は東京法経学院提供)

## 函館会

### 「士業戦隊ゴシレンジャー」

広報部長 小田 純一



『いさり火』第71号

令和3年11月7日(日)にイオン上磯店において函館地区士業連絡協議会の事業であるクリアファイルの配布を行いました。毎年、五士業間の交流、地域貢献のため様々なイベントを開催していましたが、一昨年は新型コロナウイルス流行の影響により事業は中止でした。昨年は当番士業の北海道社会保険労務士会函館支部が中心となり開催となりました。内容は士業戦隊ゴシレンジャーという戦隊ヒーローっぽいキャラクター(赤は行政書士、青は土地家屋調査士、黄は司法書士、ピンクは税理士、

緑は社会保険労務士の五色です。)のクリアファイルに各士業の広報グッズを一緒に入れて300部配布するというものです。土地家屋調査士会では土地家屋調査士の仕事を紹介したマンガ、これから土地家屋調査士を目指す人へ向けてのマンガをそれぞれ入れました。配布は午後0時から約2時間で1階フードコートと正面玄関付近で行いました。

各士業がそれぞれ色違いの法被を着て買物客に配りました。やはりゴシレンジャーというキャラクターのお陰か小さいお子様連れの家族

が喜んで受け取ってくれました。

また、当日はフードコート内に大型モニターを設置しゴシレンジャーの紙芝居形式の動画も上映しました。これは悩みを持っている人をゴシレンジャーが助けるというもので各士業の仕事内容も分かりやすく説明されていると思います。

録音・編集は函館司法書士会の海老憲一会長が担当し各士業の担当者が「声優」としてセリフ入れをした力作となりました。Youtubeで観ることができますので是非、ご覧になってください。



<https://www.youtube.com/watch?v=YuSxx2vTBcO>

ゴシレンジャーのテーマソングも聴けます！

Youtubeで絶賛公開中

「ゴシレンジャー」で検索だ！！

ここからも見れるぞ！→→



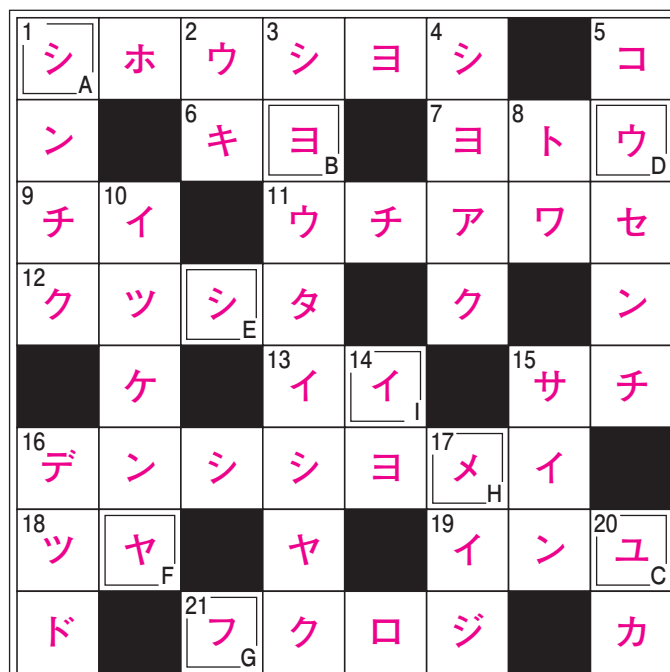
当日の担当者



当日配布されたクリアファイル



## クロスワードパズル2022 その1 解答



答え

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| シ<br>A | ヨ<br>B | ユ<br>C | ウ<br>D | シ<br>E | ヤ<br>F | フ<br>G | メ<br>H | イ<br>I |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

### 編集後記

#### 【御開帳と御柱】

緑がとても美しく過ごしやすい季節となりました。どこかへ出掛けたくありませんか。私の地元の話題となってしまいますが、ちょうど今、「善光寺御開帳」が開催されております。しかも、善光寺の御開帳がコロナ禍の影響で昨年より1年延期になったことで、諏訪の御柱祭も同時に開催されています。

「善光寺御開帳」では、普段は御宝庫に安置されている「前立本尊」を、御開帳の時だけ特別に姿を拝むことができます。善光寺の御本尊は絶対秘仏であり、鎌倉時代に御本尊の御身代わりとして造られました。前立本尊中央の阿弥陀如来の右手に結ばれた糸が、本堂前に建てられた回向柱に結ばれ、その回向柱に触れることで、「前立本尊」に触れることと同じとされており、有り難いご縁が生まれるとされています。

また、諏訪の御柱祭は、樹齢150年、17mを超える「もみ」の大木を山から人の手で曳き、諏訪大社の

社殿の四隅に建てる神事として1,200年以上も連綿として受け継がれているそうです。この御柱が「木落し坂(本年は中止)」を滑り落ちる場面、テレビなどでご覧になったことがあるのではないのでしょうか。

いずれも7年に一度開催される貴重な機会ですので足を運んでみてはいかがでしょうか。でも、なぜ7年に一度なのでしょうね。気になります。気になる方は、調べてみてください。

今月号では、民法・不動産登記法が改正となることから「令和3年の民法・不動産登記法が土地家屋調査士業務に与える影響」の連載が始まりました。土地家屋調査士の視点から執筆いただきましたので、より実務に即した内容となっています。同時に連合会eラーニングでもとり上げられていますが、この会報誌を一つのテキストとして利用し、研修していただけますと幸いです。

広報部次長 久保智則(長野会)

## 土地家屋調査士

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
(送料別)

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館  
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社